# 第109回 佐用町議会[定例]会議録 (第2日)

令和4年9月15日(木曜日)

出席議員 (13名)	1番	大	村		隼	2番	森	脇	裕	和
	3番	幸	田	勝	治	4番	高	見	寛	治
						6番	金	澤	孝	良
	7番	児	玉	雅	善善	8番	加	古原	京 瑞	樹
	9番	千	種	和	英	10番	廣	利		志
	11番	岡	本	義	次	12番	Щ	本	幹	雄
	13番	平	岡 き	め	ゑ	14番	小	林	裕	和
欠席議員	5番	大	内	将	広					
(1名)										
遅刻議員										
(名)										
早退議員										
(名)										

事務局出席	議会事務局長	尾崎基彦	書 記	垣 内 克 巳
職員職氏名	書記	橋本倫法		
	町 長	庵 逧 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
			総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三 浦 秀 忠	企画防災課長	江 見 秀 樹
	税務課長	福岡康浩	住 民 課 長	間嶋博幸
説明のため出席	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	古 市 宏 和
した者の職氏名	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	真 岡 伯 好
(20名)	建設課長	重 崎 勇 人	上下水道課長	梶 本 周 作
	上月支所長	高 見 浩 樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会 計 課 長	和 田 始
	教 育 課 長	宇 多 雅 弘	生涯学習課長	谷 邑 雅 永
	教育推進室長	西川典男		
欠 席 者	教 育 長	浅野博之		
(1.77.)				
(1名)				
遅 刻 者				
( 57 )				
(名)				
早 退 者				
(名)				
(41)				
議事日程	別	J 紙 σ	)	おり

# 午前10時00分 開議

# 議長(小林裕和君) おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまで ございます。

台風の影響かもしれませんが、日中は、まだまだ暑く、真夏を思わせるような日々が続いております。

台風 14 号も、今、予測されるところ、九州から中国地方、近畿へと上陸をする予想になっております。災害があっても困りますので、事前に災害防止等の手立てを整えていただきますよう、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 本日、大内議員より新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となったため、また、 教育長から、本日の会議を欠席する旨の届けが提出され受理していますので、報告をさせ ていただきます。

なお、今期定例会に、地方自治法第 121 条の規定により、教育課教育推進室長の西川さんに追加して出席を求めましたので、併せて報告をいたします。

また、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍 聴いただきますようお願い申し上げます。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。議場における3密を避ける取組として、議員席の間隔を広く取るために仮設席を設け、3人席の高見寛治議員と岡本義次議員に席の変更をお願いしています。

また、議場内では適切なマスクの着用をお願いしていますので、ご理解をお願いいたします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し飛沫の飛散防止対策を行っています。 発言者並びに答弁者のマスクの着用については、各自の判断で対応をお願いいたします。 それでは、日程に入ります。

#### 日程第1. 一般質問

#### 議長(小林裕和君) 日程第1は、一般質問であります。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本議員。

# 〔11番 岡本義次君 登壇〕

#### 11番(岡本義次君) 皆さん、おはようございます。11番議席、岡本義次です。

今日の新聞を見ておりますと、佐用もコロナで累計でございますけれど、1,539 人の方が、コロナにかかって、累計でいらっしゃいますが、ワクチンは、抑え込むということはできないそうなんですけれど、佐用の人口の1割の方が、コロナかかっていらっしゃって、

あまり重傷者はいらっしゃらないということで、幸いなんですけれど、やはり、そういう 人間との英知の戦いでワクチン等やっております。1割ということは、大きいございます ので、今日も接触者ということで、議員の方も休んでいらっしゃいますけれど、気をつけ ていただきたいと思います。

それでは、笹ヶ丘荘の再建はどうするのかということで、一般質問をさせていただきます。

笹ヶ丘荘は、今コロナ禍でお客さんも減り、経営が厳しくなっております。

収支について、令和2年度と3年度の実績、そして、4年度の見込みは、どれくらいに なっているのか。

私の提言でございますけれど、最近は皆さんが健康に、すごく力を入れて敏感になっております。笹ヶ丘ドームに筋肉トレーニングとか機器をそろえて、ドームでヨガの教室を開いたりして汗を流し、その後、食事をしてもらったり、お風呂に入り、宿泊する人も、そういうことで、少しでも取り戻すようにできると思うが、どうでしょうか。

それから、浅瀬山がハイキングコースになっておりますが、商工観光課長は春か秋に一年に一度ぐらいは、健康づくりのためにハイキングを町民に呼びかけて、下山後、食事をしたり、風呂へ入ったり、また、そういう宿泊をよびかけたらどうでしょうか。

前にあったリバーサイドクラブのところに、以前、町長は公式なグラウンドゴルフ場の計画を言われていました。アフターコロナの健康管理施設として、コロナ対策の交付金を使ってでも、正式なコースの整備をしてはどうか。

提言として、実現していただいた後、スマホで町内外に発信したらどうでしょうか。 そのことについて、この議員席からの質問といたします。よろしくお願いします。

議長(小林裕和君) はい、答弁、庵逧町長。

#### [町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) 皆様、改めまして、おはようございます。御苦労さまです。

本当に、ここのところ、厳しい残暑が続いております。冒頭、議長からの御挨拶もありましたように、台風が南の海上で、次々と発生をして、14 号は、今の予報では、非常に佐用のほうにも、直接、通過をしていくような、そんな予報が出ております。本当に、この厳しい暑さ、十分、この熱中症等も気をつけていただかなければなりませんし、また、台風についても、十分に、この3連休、ちょうど3連休に上がりますけれども、警戒もしていただければというふうに思っております。

それでは、今回、今議会、一般質問、9名の方からのご質問に対しまして、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

まず、最初に、岡本議員からのご質問、笹ヶ丘荘の再建はどうするのかということで、 笹ヶ丘荘の収支の状況と再建はどうするかということについてのご質問にお答えをさせて いただきたいと思いますが、笹ヶ丘荘につきましては、もう以前から非常に厳しい経営が 続いておりますが、何とか、この施設を維持していくために、いろいろな努力をしている ところでありますので、再建ということではなくて、当然、この経営の改善という意味で、 それぞれお答えをさせていただきたいと思います。

まず、笹ヶ丘荘の最近の収支についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった令和元年度は、約3,800万円、一般会計から繰り入れを行っておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策交付金による施設整備費用1,700万円を含めた、約7,700万円。令和3年度におきましては、約4,400万円を一般会計から繰り入れ

をいたしております。

本年度につきましては、この7月末現在で、収入が対前年比 150%、コロナの影響前の令和元年度と比べてみますと、約70%ということになっておりまして、徐々に回復傾向に向かっているというふうに感じております。特に宿泊に関しましては、第7波の影響があったものの、サッカー合宿の予約が増えてまいりました。

一方、宴会や食事の利用につきましては、やはり、現在、大人数での利用というものが、 ほとんどなくなっておりまして、非常に、経営的には厳しい状況が続いております。

次に、笹ヶ丘ドームやハイキングを利用した利用促進ということについて、お答えをさせていただきます。

現在、笹ヶ丘荘の職員は、正職員の支配人が1名、また、会計年度任用職員として料理人2名と運転員1名、施設管理及び一般事務補助員の6名がシフト制で勤務をしているほか、調理場や配膳係など不足しているポジションには、業務を限定してシルバー人材センター及びアルバイトで対応をしており、どの職務も余裕のないなかで毎日の業務を行っているところでございます。

このような状況の中、利用促進を図るため、コロナ対策の臨時交付金を活用して整備をいたしました、空気清浄機・除菌機能付きの空調設備・オゾン除菌装置や送迎バスの空気清浄機や今年度整備いたします事務所・ロビーなどの空調設備などを改善いたしまして、お客様が安全に安心して利用いただける施設としてPRをしているところでございます。

一般宿泊客に対しましては、アンケート調査も実施をし、問題点の改善を図るとともに、 お客様ニーズに合うようなもてなしを見直ししたいというふうに考えております。

また、スポーツ合宿の団体に対しましては、ユニフォームの洗濯サービスや合宿のスケジュールに合わせた食事時間の柔軟な対応、また、夜中に体調不良になったお客様への病院への送迎等適切な対応など、笹ヶ丘荘ならではのおもてなしを進め、リピート率を高めております。

さらに、大人数での食事宴会が見込めないなか、笹ヶ丘ドームを利用された方の宴会・ 宿泊プランに続いて、少人数の高齢者をターゲットとしたシルバー宿泊プランを検討し、 少人数・小グループの利用促進も図ってまいりたいというふうに考えております。

このように地道な取り組みではございますが、今後も現状の職員体制で実施可能な取組を一つ一つ実施することで、お客様の信頼を高め、利用しやすい施設として認めていただけるように、努力をしてまいりたいと思います。

岡本議員からは、これまでにもいろいろと、ご提案をいただいておりますが、施設といたしましても、先ほど、申しましたように、いろいろな改善、宿泊者の増に向けてのプラン等も検討する中、今後も引き続いて、できる限りの利用促進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、本年度のイベントによる PR といたしましては、国の観光庁の補助事業を活用いたしまして、上月城や皆田和紙など町の歴史的資源をめぐり笹ヶ丘荘に宿泊していただくモニターツアーを実施をし、対外的な PRに取り組んでまいりたいと思います。

次に、リバーサイドの跡地における公式なグラウンドゴルフ場の計画の実施ということについてでございますが、この計画につきましては、過去にも検討いたしましたが、魅力的で人気となる公認コースを整備するためには、河川改修等が行われた、現在、リバーサイドの跡地では、面積的に非常に限られており、狭くて、物理的な面からは、建設は難しい状況だというふうに判断をいたしました。

さらに、グラウンドゴルフの競技人口の面からは、町グランドゴルフ協会の会員数は平成 24 年度には約 450 人、活発にグラウンドゴルフを楽しんでおられましたが、令和 4 年度におきましては約 250 人前後ということで、10 年間で、会員数が半分近くになっており

ます。

このように著しく競技人口が減少している中、本町においては、屋内の競技施設がたく さんございます。そういうことで、現在、新たな公認コースの整備計画ということは考え ておりません。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

#### [岡本義君 挙手]

議長(小林裕和君) 岡本議員。

11番(岡本義次君) 今、町長から説明がありましたけれど、元年は持ち出しも少なかった。しかし、2年に施設をいらって、いろいろ中のエレベーターなんかも含めてだろうと思いますが、7,700万円かかったということで、そして、令和3年度も4,400万円の金が投資されております。

設備投資については、仕方がない面がありますけれど、しかし、やっぱり、ちょっと、 先を見込んで、いろいろ、そういうような、立派なドームがございますので、ドームの中 で、健康施設、健康に敏感になっております。皆さん、元気なのが一番でございますから、 ですから、その健康のために、もう少し、例えばですよ、大村さんの奥さんらが、ヨガの、 そういうやられておるんで、来ていただいたりしながら、ジムを、機械ジムを置いて、そ して、それらで筋肉トレーニングをやったりすれば、もう少しお客さんも来てくれると思 います。人間、とにかく健康が一番でございますので。

そして、そのアルバイトの方でも、同窓会の宛名とか、そういう人を呼び込むために、なかなか、同窓会の幹事いうのは、難しいんですけれど、インターネットで、そこで入れておったらできますから、その分もやったりしながら、平福の光明寺さん、風鈴で、お客さんがたくさん見えたりしています。ですから、そういう先を、ちょっと見据えて、違ったことをやれば、お客さんも来てくれると思うんですけれど、そういう手立ては、商工観光課長として、どのように思われておりますか。

#### 〔商工観光課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 真岡商工観光課長。

商工観光課長(真岡伯好君) そのドームにおきます筋トレの施設でございますとか、ヨガと かいうようなお話もしていただいております。

岡本議員からは、これまでも、いろいろと、アイデアのご提案をいただいているところでございますけども、笹ヶ丘も町長のほうが申し上げましたとおり、イベントとして、ヨガを行うとか、筋トレ施設を整備するというようなことは行っておりませんけれども、宿泊のお客様の洗濯のお手伝いを地道にさせていただいて、合宿の100名からお泊りになったお客様が、翌日、また、清々しく練習を迎えられるような、そういったお手伝いをさせていただくでございますとか、そういうお客様からの信頼を得るような、地道な取組は、もうこれまでも行っているところでございまして、非常に合宿のお客様等につきましては、西播磨のサッカー場、光都のサッカー場に、新しい県の企業庁によります合宿所ができたにもかかわらず、非常にリピーターの方に、たくさん利用していただいているという状況でございまして、そういった宿泊の利用者の方の信頼を、より深められるような取組は、今後も行っていきたいというふうに考えておりますが、ただ、例えば、ドームでの筋トレ

となりますと、筋トレは、ご存じだと思いますけれども、非常に高価な機械設備が必要になってまいります。そうしまして、今度、それを利用するに当たりましては、ちゃんと、その使用を熟知した指導者というのが、また、そこに常設で置いておく必要も出てまいりますので、なかなか、そういった経費の面からも、筋トレの施設をドームの中に設けるというのは、非常に難しいのではないかなと。

逆に、ドームの中に筋トレの設備をしちゃうと、今、ドームを利用してただいておりますグラウンドゴルフとか、それから、その他、新しいニュースポーツ、そういったお客様が、ドームを利用しにくくなるということもございますので、基本的にドームとしては、今の形で利用をさせていただきたい。

ただし、今でも、既に、笹ヶ丘ドームをご利用していただいて、例えば、グラウンドゴルフをしていただいて、食事を取っていただきながら、カラオケを楽しんでいただくというような、そういった、コースも高齢の方には、非常に人気がございまして、感染対策に取組ながら、有効に利用していただきたいというのは、今も思っているところでございます。

また、ヨガとのお話もいただきましたが、ヨガなんかにつきましても、都会からのお客様に来ていただいて、例えば、佐用町の大撫山にございますスピカホールの芝生広場、こういったところで、ヨガをやっていただいて、そこで都会からおみえになったお客様に定住の推進もさせていただくというようなことも取り組んでおりますので、そういったことにつきましては、笹ヶ丘ドームに限らず、町としては、当然、そういった取組もしてまいりたいというところは、現在も考えておるところでございますので、なかなか、そう目立った、どう言うんですか、集客方法だけではなしに、できるだけお客様の信頼が、まず得れるような、使って、使いやすい。使って、便利ですよというような、そういうおもてなしができるような、根本的に施設としての資質を高めてまいりたいとも思っていますので、どうか、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

#### [岡本義君 挙手]

議長(小林裕和君) 岡本議員。

11番(岡本義次君) 今、課長から答弁がございましたけれど、テクノにサッカーに行っておる子供たちが、リピーターとして、よく利用してくれるということでございますけれど、子供たちの場合は、やっぱり高価な食事とか、お酒を飲んだり、ビール飲んだり、そういう食事の売上というのが、やはり少ないと思うんですよ。やっぱり、大人の方が、そうやって来て、泊まって、やっぱり宴会なり食事のものとか、お酒やビール伴ったら売上げの単価が上がって、やっぱり収入が増えると思います。ですから、そういう方にも、やはり、グラウンドゴルフでも呼びかけて、来ていただいた方、年寄りの方は体にも気をつけるしいうことで、お金もあると思います。年金なんかで裕福なというのか、そういうこと、そういう方も、やっぱり呼び込む努力をしてもらって。

それと、今、大撫山で、そういう、いろいろなことを、やったということでございますけれど、その実績としては、実際、上がったんですか。大撫山でやったことに対しての中身は、どうですやろ。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 真岡商工観光課長。

商工観光課長(真岡伯好君) 大撫山では、まだ、これまで2回ほど取り組んでおるだけで、 それも主催が町ではなしに、町は後援をさせていただくという形でやっておりますので、 これはあくまでも努力としてやっている、まだ、最中でございますので、それほど際立っ た成果が出ているということではございません。

#### [岡本義君 挙手]

議長(小林裕和君) 岡本議員。

11番(岡本義次君) そういうようなん、今、昔と違って、確か、スポーツでも、いろいろなスポーツができて、そのやつに特定できんという時代にはなってきておりますし、たつのの赤とんぼ荘とか、志んぐ荘にしても、全国 10番以内に入っておりましたけれど、だんだん、そういう、やっぱり競争相手があったりして、低下してきておりますので、笹ヶ丘荘の苦しさは、よく分かります。

私も、再々取り上げるというのは、それだけ気になるわけですね。心配して。ですから、 町長がいつも言われる佐用郡で、そういう公営の施設で泊るところがないからいうことで、 私も気になって、やっぱり、いつまでも存続して頑張ってもらいたいという気があるから 出しよんであって、何もいじめるために出したりはしておりませんのでね、そこらへんだ けは、覚えておいていただいたらと思います。

ですから、私の、前にも言いましたけれど、ほっとネット 373 のメンバーが浅瀬山城に、紅葉とか山桜を植樹に、1年に1回でもしようと呼びかけしておるんです。課長、また、笹ヶ丘も一緒に乗りますよということでね、ですから、そういうようなんも、いっぺんにならなくても、3年、4年とすれば、やはり、それが残って、ちゃんと、きれいに花を咲かせてくれますので、フジバカマにしても、鹿が食べませんので、アサギマダラが飛んできて、よくなるということで、今、そういうフジバカマとか、紅葉、それから、山桜の木を育てて、培養いうのか、大きくして育てておりますのでね、ですから、それらを参加できる人は、久崎の地域づくり協議会の方にも、出れる人だけでも出て、一緒にやろうやないかという呼びかけは、この間も、ちょっと、させてもらっておりますのでね、ですから、やっぱり、いっぺんに一足飛びには、何もできません。

しかし、せんことには、1年かかろうと、2年かかろうと、3年かかろうと、ずっと続けるということは、継続は力なりで、やっていかんことには、それができませんので、その商工観光課長に言いました笹ヶ丘の浅瀬山城もハイキングコースの1つになっておりますので、春か秋ぐらいには、商工観光課長が佐用郡の、そういうハイキング連盟に呼びかけて1回ぐらいは開催していただくことできますか。そこら、どうでしょう。

#### 〔商工観光課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 真岡商工観光課長。

商工観光課長(真岡伯好君) 浅瀬山だけでハイキングコースがあるわけじゃございませんので、そこでやるとか、やらないとかは、回答のほうは差し控えさせていただきたいと思いますが、当然、観光の資源として、ハイキングというのは、非常に一つの重要な資源だとは考えておりますので、ですからハイキングコースで、これまでお話をいただいた中でも、観光分野のほう、町のほうから案内板の支援をさしていただいたりとか、そういったこと

は、当然、今でも行っておりますので、ただ、浅瀬山のコースを使ってだけイベントを企画するかどうか、それについては、ここでは、回答のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

# [岡本義君 挙手]

議長(小林裕和君) 岡本議員。

11番(岡本義次君) そういう、そこだけという言い方じゃないんですけれど、入っておる以上は、やはり、そこの笹ヶ丘荘の関連もありますので、課長としては、当然、呼びかけて、皆さんにどうでしょうかということは、してもらわんとあかんと思います。これだけ持ち出ししておる以上はね。

私は、また、頑張ってください。

今、いろいろ申し上げましたけれど、何も一足飛びにはできませんが、やはり、コツコツでも続けて、やっぱり少しでも笹ヶ丘が一般会計から持ち出しせんように、ひとつお願いしたいと思います。

私らは、近くですから、余計、応援したいと、町長が、いつも申されておる公園の施設は、もうここだけしかないんでいうことで、いつも言われております。私たちは、よく分かっていますし、そやけど、古い人はね、古い議員は、そういう説明会に行った時に、そういうことで、いつも言われる人はあるんですよ。ですから、そこらへんだけは、やっぱり、こういうテレビを、施設、こういうようなん通じてでも、そういう理解をしていただかんとあかんと思いますのでね、それを、願っております。

ほな、1番の分については、以上といたします。

2件目に入ります。

各学校跡地を貸付けしていますが、グラウンドについては相手方と使い道や管理方法、 庭木の剪定とか、除草、どのように相手方と締結しておるのでしょうか。

貸付けを受けている事業者が、財産を修理したり、改築したりする場合の費用負担はどうするのか。

また、町民がグラウンドを使用する場合はどう配慮しておるのか、お尋ねいたします。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、岡本議員からの2点目のご質問でございます町内の学校 跡地の、特にグラウンドの利用についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思いま す。

グラウンド部分につきましては、その使い道や管理の方法とか、庭木の剪定とか、管理、 維持するためには、いろいろと、当然、やらなければならない作業がございます。

ただ、まず、グラウンド等についての活用について、当初、この学校施設を、そうした、いろいろな事業に活用していただく時の話の中で、地域との協議の中で、グラウンドについては、地域の皆さん方が、これまでのような、地域のいろんなイベント、事業、コミュニティ場として、コミュニティの場として、活用をするということで、したいということで、基本的には、グラウンドを除いた校舎、施設の部分を貸付けているということは、これは、岡本議員も以前から十分にご承知いただいていることだと思います。

ですから、当然、そのグラウンドについては、それは除いた形で無償貸与の、今、契約を行って、利用をしていただいているわけでありますので、そうしたグラウンドを、どう管理するかということについて、事業者との契約は、当然ありません。これは、グラウンド等につきましては、原則、町が管理をしていかなければならない。

本来、地域が、それぞれが活用いただくのであれば、できれば、地域の利用される皆さん方で、草刈とか、基本的な管理ですよね、そういう庭木の剪定とか、そういうことは、していただきたいところですけれども、なかなか地域の皆さん方も学校の時のような管理はできないということで、地域だけではできないということで、今、町といたしましては、まず、シルバー人材センター等にも委託をして、幕山小学校、また、久崎旧小学校、中安旧小学校におきましては、月2回草刈等、また、状況によっては、グラウンド全体に対しまして除草剤を散布するとか、そういうことで、管理のほうを行っているというのが現状でございます。

ただし、江川小学校におきましては、跡地利用事業者の方が、ドローンの学校でありますので、ドローンの飛行訓練等にグラウンドを利用されるということでありまして、グラウンドにつきましても、そういう地域と協力して、一緒に活用もしていただく、地域の方も使う時には使います。利用するということでの申し合わせの中で、事業者としても、ある意味では、地域貢献の一環として庭木の剪定、また、除草作業等につきまして、シルバー人材センターと事業者が契約をしていただいて、事業者からシルバー人材センターにお願いをされて、グラウンドの維持管理を、現在もずっと行ってきていただいているということであります。

まだ、これから、活用の検討中でございます旧利神小学校、また、旧三河小学校につきましては、これも、建物及びグラウンドについて、現在、町が、そのまま維持管理していると、基本的な管理をしているということでありますが、最終的には、これから跡地の利用、活用者、事業者を選定をして、その活用の仕方、また、それにおいては、地域の皆さん方ともグラウンド等を、建物も、例えば、体育館等をどう使うのか、グラウンド等については、どのように活用されるのか、そういうことを十分、地域との協議の上、また、その内容をもって、今度、選定していく事業者と、しっかりと契約、その内容を整理して、事業者との契約をしていきたいということであります。

ですから、現在、どうしても、そうした、かなりお金をかけて、草刈等をしていますけど、毎日、小学校のように、子供たちが使っておりませんので、どうしても、草がかなり生えたり、雑草が生えます。ですから、以前のような、全く草のないグラウンドというのを、いろいろと皆さん想定されても、なかなか、そこまで、通常管理することは、難しい。大きく雑草が伸びて、そういう何も使えないというような状態には、当然、できませんので、基本的に、そういう月2回ぐらいの管理を委託しているということでありますので、グラウンドとして、子供たちがボール遊びしたり、地域の方が、どのように使われるか分かりませんけれども、そうした皆さんで運動をしていただくぐらいなことは、十分、利用ができるような状態にはしているというふうに、私は、思っております。

それから、2点目の貸付けを受けている事業者が、財産を修理したり、今、貸付けをしている建物、施設ですね、の場合の費用負担についてでありますが、これも、その貸付けの時に、議員皆さんにも、十分、こういう契約になっていますよということは、説明をさせていただいてきておりますので、岡本議員もご承知のことだと思います。基本的には、その建物については、現在、そのあるものを、そのまま、業者に、事業者に活用していただく。そこでの今後、起きる修繕とか、そういうものは、軽微なもの、基本的なものについては、もう事業者が全て負担で行うということになっておりますし、もし、そこを改造したり、当然、利用目的によって、町のほうの届出、許可、同意の上、改造をされるとい

う、これは当然、事業者が事業において改造されるわけですから、事業者の費用負担とい うことは当然であります。

ただ、施設が大きくて、体育館とか、そういうものも小学校ですから、一体的な施設であります。そういう状況の中で、法的な消防施設等なんかは、1つのものとしてつくってありますので、そういう維持についての負担等、これにつきましては、面積割合とか、当然、案分して、事業者にも負担をしていただきながら、町も、それには、町施設の部分として、当然、負担をしなきゃいけない。そういう共通部分、共用部分というのがあって、きちっと、分けれないところがありますから、そういう部分については、それぞれ町と事業者が案分して、負担をして維持しているということでございます。

それから、町民グラウンドとして、ある意味では、学校跡地も、それぞれ地域のグラウンドということで、使用については、配慮がどうしているかということですけれども、当然、グラウンド等は、地域の交流、そういう目的、交流の場として残しているわけですから、それは、利用者に、先ほど申しましたように、管理のほうも、基本的な管理はしていただきたいところですけれども、現在のところは、それができておりませんので、町が、今のような、十分ではないかもしれませんけれども、管理をしておりまして、学校跡地の利用事業者、また、地域住民の方が、そのグラウンドを使用されるという場合には、これは、とりあえず窓口としては生涯学習課で申し込みをいただいて、使用許可を出して、無料で利用をしていただくという形を取っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

# 〔岡本義君 挙手〕

議長(小林裕和君) 岡本議員。

11番(岡本義次君) グラウンドまでは、その施設を借りておる方に、責任を問わんということで、地域の町民の方が、地域との交流広場として使うというふうに、町長説明ありましたけれど、私とこの円光寺も広場がありまして、グラウンドゴルフ、村の方が週1回は練習したり、試合したりしております。月1回ぐらい、やはり自分たちで、鋤簾とか草取りも含めてやられて、ちゃんと整備をされておりますので、そこらへんは、私、町長、今、申されたように、使っておる方が、それだけ、やっぱりしていかんとあかんのんじゃないかということで、私も思いますが。

昔、私も子供たちにソフトボールの監督とか、少年野球を教えておりました時も、練習や試合が終わった後、みんな子供に、全部、競争で草取りもさせたりしたんですよ。ですから、そういう受益者負担という言い方、いいのかどうかは別として、やっぱり利用しておる人が、それだけ、頑張ってやっていかんとあかんと。

ほな、久崎につきましても、地域づくり協議会の方が、自治会長とか、それから、そういう、それに参加しておる方が、1年に1回は、全部出て、きれいに草取って、グラウンド、きれいにしています。ですから、それの、今、グラウンドゴルフをされておる方も一緒に含めて、そういう方を一緒になってやって、やっぱり、グラウンドが使えるように。そして、自分らが楽しく、そうやって、いろいろな運動をして、体を丈夫にするというふうに、もっていくんが、やっぱり一番ベターじゃないか思います。

ですから、私は、やっぱり、そういう地域の交流広場として、町民の、そういうあり方というのは、やっぱり、今、南光なり、久崎なり、幕山の方も、やっぱり、そういうことで、今、役場がシルバー使って草刈りしたり、また、除草剤渡したりしますということでございます。そういう補助も、もちろん一緒にしていただいたら、それは、地域と一体に

なって、よくなってくるのではないかと思います。

ですから、そこらへん、その使われておる方も、やっぱり、そういうことを、頭、年頭に置きながら、やっぱり、双方が役場全部やってくれというふうにじゃなくて、やっぱり、そういう使っておる方が力を入れて、自分らが楽しくスポーツし、体も鍛えやっていく以上は、当然、やっていくべきじゃないか思いますので、そこらへんは、私は、やっぱり、こういうテレビで、町内放映されておりますので、そういう、ほかの方も含めて、これから学校跡地のことで、いろいろ、また、問題があろうかと思いますけれど、そこらへんだけは、やっぱり、町としても1つの指針言うんか、何か、1つの、やっぱり、こういうふうには、やっぱり、これ持っておるということでございますけれど、そこらへんについては、生涯教育として、どういうふうにお考えされていますか。そこらへんの考え。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 学校でありました施設、非常にそれぞれ規模が大きい施設です。グラウンドも、それなりに、各集落なんかで、グラウンドゴルフの同好会なんかがつくられているような専用の広場のような大きさではありませんので、なかなか、利用者、毎日、週に1回、2回使われるぐらいな頻度で使われる。また、その利用される方も、かなり人数もたくさんの方が使われるという状況であれば、当然、使われる方も、それなりにできることはしていただけると思いますし、これまででも、そういうところは、自分たちでできる範囲内ではしていただいてきたというところもあります。

ただ、やはり、先ほどもグラウンドゴルフ場の話の中でも話しましたように、今、非常に、そうしたグラウンドゴルフそのもの、ゲートボールもそうなんですけれども、利用者が激減しておりますし、当然、どこの地域においても高齢化をされる中で、集落全体においても、そうした集落の事業として、年に1回ぐらいは、そうした河川改修や集落の地域の草刈とか、そういうことはしていただき、頑張っていただいておりますけれども、なかなか、そういうところ、日常の、通常の管理まで、現実、そこまで手が回らないといいますか、できないというのが状況ではないかと思います。

そのために、町として、最低限の管理はせざるを得ないということで、今のような状況 で、そういう管理をやっているということです。

ただ、これも、やはり利用をされるということが前提なので、もし、なかなか、たくさん、地域のそういうものができたわけなので、それを全てを維持管理していくというのは、難しいというのか、もともと、その施設そのものが必要ないと、利用されないということになれば、また、新たな活用方法というのを、グラウンドはグラウンドの部分としての活用というようなことも、当然、考えていかなければならないという、そのへんは、今後、地域の皆さんの利用なり、地域との皆さんが、どういうふうに考えられるかということも、一緒に協議をした上で考えて、検討していかなければならない課題ではないかなと思っております。

ただ、今、先ほど、生涯学習課がどうだということですけども、生涯学習課は、たまたま、町民グラウンド的な、地域のグラウンドということで、管理を町が、基本的には、総務課のほうで、財産管理の中でさせておりますけども、利用について、じゃあ、誰でも勝手に使われるということになると、やっぱり同時に使われたり、いろいろ問題が起きますので、窓口として、利用する時に、生涯学習課に、一応、通常の体育館とか、そういうもの

と同じように、申請をしていただいて、利用していただくということでありますので、ちょっと、生涯学習課が管理をしているわけではありませんので、そこは、よろしくお願いします。

# [岡本義君 挙手]

議長(小林裕和君) 岡本議員。

11 番 (岡本義次君) 佐用でも、新しくグラウンド整備されましたね。今度、新たにね。 ほな、そういうようなとこも含めて、南光でも久崎でも、それから、幕山におきましても、 それを除草するための草刈り機とか、それから、除草する道具なんかは、そこに何ぼかは 設置して置いてあるんでしょうか。そこらへんは、どうでしょうか。

# [総務課長 挙手]

議長(小林裕和君) 幸田総務課長。

総務課長(幸田和彦君) お答えいたします。

基本的には、町が管理しておりまして、先ほどから、町長申し上げておりますとおり、 シルバー人材に委託しておりますので、機械をそちらに置いていうことはしておりません。 シルバー人材センターのほうの委託を受けた方が、道具等を持って行かれてしていただい ているということでございます。以上でございます。

# [岡本義君 挙手]

議長(小林裕和君) 岡本議員。

- 11番(岡本義次君) お互い、やっぱり町民の交流広場として、みんなが健康に気をつけて、元気になって楽しんでいただくということで、提議させていただきましたけれど、このように、みんなで力を合わせて、やっぱり、よくしていかんとあかんということで、この分につきましても、質問、一般質問を、これで終わりとさせていただきます。
- 議長(小林裕和君) 岡本義次議員の発言は終わりました。 続いて、8番、加古原瑞樹議員の発言を許可します。加古原議員。

#### [8番 加古原瑞樹君 登壇]

8番(加古原瑞樹君) 議席番号8番、加古原瑞樹でございます。

今回は、消防団を中核とした地域防災力の強化をということで、通告書に基づき、質問をさせていただきます。

私たちの身の回りでは、火災だけでなく地震や台風など様々な自然災害が起こり、大切な生命や財産を奪います。しかも近年こうした火災や自然災害は、大規模化・多様化し、年々そのリスクは高まりつつあります。

このような状況の中、自助・共助・公助の連携が求められていますが、とりわけ共助の 中心的役割を担うのが消防団です。 消防団員は、普段は他に職業を持つ非常勤の特別職地方公務員で、『自らの地域は自らが守る』という精神に基づき、災害発生時には、常備消防と連携しながら消火・救助等の活動を行うとともに、住民生活を守るために重要な役割を果たしています。また、日常においても、消火訓練や、消火栓の点検、巡回広報など住民生活に密着したきめ細やかな活動を行っており、地域防災の要としてだけでなく、地域のコミュニティ維持という面でも大きな力を発揮することが期待されています。

しかし、少子高齢化だけでなく、ライフスタイルの変化や多様化などにより、消防団員の減少と高齢化など、近年消防団を取り巻く環境は厳しさを増しています。さらには、今後、南海トラフ地震など災害が多発化・激甚化することが懸念されており、消防団を中核とした地域防災力の向上が求められています。特に消防団の統廃合をはじめ、装備の見直し、地域との連携など、しっかりとした体制作りが必要だと考えます。

そこで、次の4点についてお伺いいたします。

- 1、消防団員の人数の推移は。
- 2、団員報酬などの支給を今後どのように考えていくのか。
- 3、消防協力員の現在の登録人数とこれまでの活動内容は。
- 4、消防水利の確保が困難になっているが、水利の確認や点検はどのように行っているのか。

以上、この場からの質問とさせていただき、再質問は、所定の席からさせていただきます。よろしくお願いします。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

# 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、加古原議員からの消防団を中核とした地域防災力の強化 についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の消防団員を取り巻く環境については、議員ご指摘のとおり、近年の少子高齢化や生活様式の変化、多様化によりまして、大変厳しさを増している状況となっております。

また、昨今では、全国各地において、火災だけでなく地震や台風など、様々な自然災害が多発している状況もございます。

こうした中において、消防団員は職業を持つ傍ら、非常勤特別職の地方公務員として「自らの地域は自らで守る」という郷土愛の精神に基づき、災害発生時等におきましては常備消防と連携をしながら、消火活動や救助活動など様々な災害活動を行っていただいているところでございます。

名実ともに、住民の生命・財産を守る「安心・安全のまちづくり」のために重要な役割を果たしていただいておりますのが消防団組織であり、地域防災の中核として重要な役割を担っていただいているとともに、本町は「協働のまちづくり」を推進しておりますが、その「共助」の機能をまさに実践していただいているのが消防団であるというふうに考えております。

また、災害時の対応だけでなく、常日頃より各種訓練や予防広報活動、消防ポンプ・車両の定期点検などを行うとともに、花火などを行う際におきましては、警戒活動や地域の各種イベント、行事、防災訓練などへの参加もいただき、地域コミュニティの中での重要な存在としてご尽力をいただいておりますこと、また、この場をお借りいたしまして、改めて、消防団員の皆様方に感謝を申し上げるところでございます。

さて、1点目の消防団員の人数の推移ということについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、少子高齢化や生活様式の変化などにより、現在、消防団員は、全国的にみても減少をしている状況でございます。令和3年の消防白書によりますと令和3年4月1日現在で、全国の消防団員数は前年に比べて1万3,601人減少し、80万4,877人というふうになっており、特に、平成30年以降は3年連続で、毎年、1万人以上が減少している状況とのことでございます。

本町におきましても、ここ数年の推移といたしましては、令和元年8月から令和4年8月の3年間で約100人の減少となっておりまして、現在の団員数は約800人というふうになっております。毎年、団員の高齢化に伴う35人程度の退団者数に対しまして、新たな入団者数については10人前後でありまして、1年間で約30人程度の団員数が減少している状況が続いております。減少の原因といたしましては、未入団者が一部には見られるものの、町内在住の多くの方が既に消防団に加入をしていただいている現状でありますので、やはり少子高齢化や過疎化が主要な原因であるというふうに認識をいたしております。

ただし、都市部に比べますと、本町のような過疎中山間地域におきましては、人口に対する消防団員の加入率は高くなっているのが現状であります。

例えば、消防団員数が県内で1番少ない伊丹市においては、人口に対する消防団員の割合が1,000人当たりで、伊丹市におきましては0.4人であるのに対しまして、本町におきましては1,000人当たり約50人というふうな計算になる状況からみても、そのことが伺えるものと考えております。

また、近隣市町における人口に対する団員比率を見てみますと、赤穂市や太子町が約人口の1%、赤穂で567人、太子が422人。相生市とたつの市が約2%ということで、相生が507人、たつのが1,226人。宍栗市・上郡町が約3%となっておりまして、宍栗が1,269人、上郡が446人というふうに聞いております。このような状況に対しまして、佐用町におきましては、先ほど、申しましたように、団員数、現在800人、これは人口に対して5%ということで、西播磨の近隣市町と比べましても、団員の団員数というのは、非常に高い状況になっているということは、これも、また、皆さんに知っていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の団員報酬等の支給を今後どのように考えていくのかという点についてでありますが、現在、消防庁におきまして、団員確保への対策として令和2年度より消防団員の処遇に関する検討会が実施をされておりまして、その中で消防団員の処遇改善等について検討がなされてまいりました。その結果、消防庁より各市町村へ、消防団員への報酬の費用弁償等の支給については、各個人へ直接支給するようにという旨の技術的助言が通知をされております。

現在、兵庫県下における個人支給未対応の各市町についても、令和5年度より個人支給への対応が予定されているところがほとんどでありまして、近隣市町におきましても個人支給の対応予定となっておりますので、佐用町におきましても、個人支給への対応が、当然、必要であるというふうに考えております。

今年度、消防団におきましては、分団幹部との意見交換会の実施を予定しておりますので、そのような技術的助言や近隣市町の状況を踏まえまして、団員報酬や費用弁償等の直接支給についての理解を求めていく予定となっております。

次に、3点目の消防協力員に関するご質問でございますが、本町におきましては、団員の減少による地域防災力低下への対策といたしまして、平成 28 年 4 月より「消防協力員制度」を実施いたしておりまして、主に、消防団を退団された OB の方や消防防災活動に対する理解のある方を中心に、令和 4 年 9 月 1 日現在で 317 人の方に登録をいただいております。

協力員の活動内容については、普段から積極的な活動を求めることはいたしておりませんが、登録者が居住する地域や集落、または、分団の区域内において日中に火災が発生した際には、現役の消防団員が仕事などによりまして、素早く現場に駆けつけることが、非常に難しい場合があるために、OBとしての知識や経験を生かしていただいて、初期消火対応や消火活動の補助をしていただくことといたしております。実際に、昨年度発生をいたしました上秋里の林野火災におきましては、消防団員とともに協力員の方数名で初期消火に当たっていただいた事例があり、大きな被害には至りませんでした。このように消防協力員については、地域の防災力強化において消防団員を補助する重要な存在として活動をいただいでおりますので、今後も個々の協力員が可能な範囲で活動していただけるよう、お願いをしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、4点目の消防水利に関するご質問でございますが、河川、防火水槽、消火栓等の消防水利の確認は佐用消防署や消防団の各分団において実施をしていただいておりまして、特に消防団においては、消防団幹部により各分団の団活動の1つとして、毎月の点検の中で自然水利の乏しい箇所の確認と対応や、水利となる場所、水のたまり具合の確認などの指導をしていただいております。

各自治会におきましても、住民の方と地域の消防団員とで、集落内の消火栓や防火水槽の位置確認を兼ねての点検を行っていただいている自治会もございまして、また、自主防災組織の訓練等による、初期消火訓練と同時に水利の確認・点検をしていただいているところも、当然、ございます。

消火栓につきましては、自治会及び消防団で点検をしていただいた際に、不具合等があった場合にはご報告を、当然、いただいておりまして、その都度、修繕の対応をさせていただいております。

また、各自治会において設置をされました防火水槽につきましては、日常的には自治会において管理をしていただいておりますが、修繕等が必要な場合には、消防施設の補助制度を活用していただいております。また、どうしても水利が確保できない地域におきましては、防火水槽の新設についても補助制度がございますので、これも、いろいろ検討をいただき、ご活用いただければと思います。

最後になりましたが、今後も分団長会議等の場におきまして、月例点検や訓練の際に消防水利の場所確認等を徹底していただくように、各分団へ周知・依頼をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

[加古原君 举手]

議長(小林裕和君) はい、加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) まず、最初に消防団の皆さんには、日頃から大変な任務を負っていただいていることを感謝申し上げます。と言いながら、僕も、まだ、消防団の一員として活動しているので、今回、このような質問をさせていただいたわけですが、かなり、消防団員の人数は減ってきているのは、肌で感じます。

国のほうが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのを、平成 25 年 12 月に制定して、基本施策として消防団への加入促進、処遇、装備、教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化施策を定められています。

その後も、毎年、改正をされているんですが、現状としては、なかなか、歯止めがかかっていないような状況だというふうに感じております。

答弁にありましたように、佐用町 800 人で、毎年 30 人ぐらい減っていると。ただ、ほかの地域に比べると、人数は多いんだということだったんですが、どうしても本町の場合は、山林部分がかなりあります。 谷も深いですから、それぞれの団が、団として活動する中では、やはり、これで人数が足りているというふうには、なかなか、思える現状ではないというふうに思います。

そんな中で、消防団員が増えない原因。人口減少とか高齢化というのも、もちろんあります。ライフスタイルの変化というのもあるんですが、先日、消防団の団員に対して、アンケート調査をされていると思うんです。アンケート調査のほうから、どのようなことが見えてきたんでしょうか。教えていただきたいと思います。

# [企画防災課長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) はい、お答えさせていただきます。

このアンケート調査でございますけれども、全消防団員に向けまして、実施をさせてい ただいたところでございます。

回答については、約半数の401件の方から回答をいただきました。

この内容の詳細につきましては、現在、最終のとりまとめ中ということでございますので、10月上旬の分団長会議でお配りをさせていただいて、同じようなタイミングで、ホームページ等のほうにも掲載をさせていただきたいというふうに思っております。

概要だけ、まだ、ちょっと、最終の段階ではございませんが、概要を申し上げますと、 やはり負担になっている活動等をお聞きしたわけなんですけれども、上位2つは、やはり 操法大会への参加。それから、出初式への参加。こういったことが大きな負担になってい るというようなお答えがございました。

ただし、一方、団員の方は、よく考えておられるなと思いましたのは、必要な活動を、 上位2つ上げてくださいという質問には、やはり一番に上がってきたのは、日常のポンプ 点検、あるいは、連結訓練、こういう実務的なと言いましょうか、実際に役に立つ活動に ついては、ぜひ必要だという、こういう前向きな意見もいただいているような次第でござ います。

その他、いろいろとお聞きしているんですが、後日、それについては、正式な発表を待っていただきたいと思いますが、人数の減少に対しましては、分団体制の見直し、いわゆる統合とか、そういったことが必要と感じられますかというこというようなことについては、約75%から80%の方が、今すぐ、あるいは数年後には必要なんじゃないかなというようなお声もいただいておるところでございます。

また、詳細につきましては、後日の正式な発表でご覧いただければと思います。以上で ございます。

# 〔加古原君 挙手〕

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) おそらく、操法大会というのがネックになるというアンケートの答 えが出るんじゃないかなというふうに思っておりました。

全国的に見ても、入団の拒否の理由としては、やはり仕事と両立できないとか、プライ

ベートを大事にしたいということが上がっている中で、やっぱり操法大会が長期間の訓練があって、家族や仕事にまで負担がかかるために、参加したくないという意見を聞いております。

ですが、先ほどのアンケートの結果にもあるように、私も自分で参加してみて思うんですが、訓練よりもポンプなどの操作方法が身につくのが、この操法だというふうに思います。特に、新人研修としては、必要だと思います。

団員の減少対策として、操法をしないという選択肢はないと思いますので、今後も、団員の技術力の低下を防ぐためにも、こうした操法大会の開催は、ぜひとも前向きに、それこそ、期間とか運営方法は、ちょっと工夫しながらにはなると思うんですが、現場の意見を取り入れながら、引き続きしていただきたいというふうに思います。

それで、消防団の加入率が、佐用町は5%というか、5%ぐらいあるというふうには聞いたんですが、加入促進の点について、現状では、各分団で、個別に若い子がいるよとか、 佐用に帰って来たよということを聞くたびに、お願いに上がって入ってもらっているというのが現状だと思います。

ただ、なかなかご家族の中でも、うちの子は消防団には向かないんでとかいう理由でお断りされるケースが、最近、ちょっと多くなってきたように感じるんですが、町として PR は、どのように行っているんでしょうか。

# 〔企画防災課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) お答えさせていただきます。

今、議員、ご指摘のとおり、実際に、今、声かけをしていただいているのは、各分団の分団長をはじめ、役員の方が、各自治会等のほうから、そういった情報をいただいて、お声かけしていただいているのが実情だと思います。

町、自らということになりますと、毎年、町の広報紙、大体 12 月号が多かったように記憶しておりますけれども、そこで、消防団員、あるいは消防協力員、こういった募集について、掲載をさせていただいておりますのが、実情でございます。

それから、あと、これが消防団の加入促進の PR に当たるかどうかということは、ちょっと、分かりませんが、地域に貢献する消防団の活動を広く知っていただくというために、 先般の水防訓練ですとか、出初式ですとか、こういった活動を PR するために、佐用チャンネルなどで放映もさせていただいているところでございます。

#### 〔加古原君 挙手〕

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) 佐用チャンネルでも放送されているのは、目にします。

もちろん消防団の活動を知らない人というのは、いないかもしれないんですが、日頃、 火災の現場等、なかなか皆さんが目にするところというのは少ないかというふうに思いま す。こういう活動を知ってもらうことが、まず、第一だというふうに思いますので、ぜひ 佐用チャンネル等を活用して、これからもしていただきたいと思います。

こうした消防団の活動を、より身近に感じていただく、そういうことを知っていただく ということが、地域防災力の維持向上を目指すきっかけになると思います。 団員だけでなく、これから、ほかの防災組織との連携も必要になってくるというふうに 思うんですが、地域のほうで、全国を見ますと、女性防火クラブというのがあるようです。 家庭での火災予防の知識習得、地域全体の防火意識の高揚などを目指して組織されている 団体のようなんですが、おそらく、ここらへんで言うと、婦人消防ということになるんだ と思います。

集落によって、それぞれ、あるところ、ないところ、それこそ、人口減少によって、活動ができていないんだというようなところもあるとは思うんですが、こういう婦人消防のような団体については、町のほうで、どのように把握して連携を取られているんでしょうか。

# [企画防災課長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 佐用町のほうとして、この女性の消防に関するものを、公式にと言いましょうか、把握しているのは、女性の消防団員、これについては、平成 27 年から採用しておりますが、現在 2 名ということで、なかなか、それ以上は増えていないというのが実情でございます。

今、議員がおっしゃいました婦人消防、こちらについては、町のほうとしては、正式には、特に把握をしているわけではございません。

これは、かつては婦人消防というような、私がいる自治会でもあったように思いますが、婦人会と同様に、なかなか、やはり、人数も減ってきている、役が大変だというようなことで、徐々に解散の流れになっているというようなことが、聞き及んでいるような状況ですので、正式に何団体がされているというようなことは、こちらのほうでは、把握はしてございませんが、中には、自主防災組織、佐用町の場合は、ほとんどが自治会と一体だと思いますけれども、自主防災組織の中に、婦人消防というような組織を、まだ、持っておられるところもあるんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

#### 〔加古原君 举手〕

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) なかなか、今、少なくなっているとは思うんですが、いざ、大規模災害が起こった際には、やはり、そうした組織というのが、非常に活躍していただけるというふうに思います。

せっかく、今ある婦人消防、各集落で管理はされていると思うんですが、できれば、そういったことも広げていく、他の集落でも置いていただけるような PR もできたらいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、それ以外にも、主に小学校4年生から高校生が参加して、防火・防災の知識を身に着けるために活動している少年消防クラブというのがあるようです。令和3年5月1日現在で、全国に4,300の少年消防クラブがあって、約40万人のクラブ員が活動されております。クラブによって、活動内容は異なるようですが、日頃から防火防災に関する様々な学習や訓練の実施などを通じて学び、家庭や学校、あるいは地域で防災の輪を広げていくリーダーとして活躍し、将来、地域防災の担い手となることが期待されております。

このホームページを見ておりますと、県内でも数多くの少年消防クラブというのが存在 しております。 中に、近隣で言いますと宍粟市、太子町、ここらへんにもあるんですが、本町にも三日 月小学校少年消防クラブというのがあるというふうに載っておりました。こちらに関して は、どのような活動をされているんでしょうか。

# 〔教育課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 宇多教育課長。

教育課長(宇多雅弘君) はい、お答えいたします。

少年消防クラブにつきましては、確かに、三日月小学校で、昭和 54 年に結成されております。

その当時、三日月小学校だけでなく、江川小学校も組織されております。しかし、その後、解散をされ、現在、名前として残っておるのは、三日月小学校のみでございます。

ただ、結成当時は、鼓笛隊による防火パレード等を実践しておりましたけれども、もう何年も前から実態としては、こういった活動はしておりません。

ただ、組織はしておりませんけども、小学校については、どこの学校についても、小学校3年生、4年生になりますと、社会科の中で、消防署の見学であったりとか、防火ポスターを書いたりとか、また、消防署主催の消防体験教室に参加するなどして、どこの学校の子供たちも、意識としては、そういった活動を通じて高くなっているんじゃないかなと思います。

また、ご存じのとおり、中学校になりましたら、トライやるウィークがございまして、 消防署が定員8人で募集しますけれども、参加者も多くて、いつも8人の定員いっぱいに なるというようなことで、意識としては、子供たちも高くなっているんじゃないかなと思 います。以上でございます。

#### 〔加古原君 举手〕

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) ありがとうございます。

人数も減っている中で、なかなか少年消防クラブというのが、実際に、どんな活動をしているのかなというのがありましたので、ちょっと、確認をさせていただいたんですが、 残念ながら、ほとんど、今、活動できていないということだったんです。

ただ、防災教育というのが、今、小中学校で、先ほども紹介していただきましたけれども、校外に出て、水害の体験談を聞いたりとか、佐用小学校でされています。こちらのほうも、非常に大事な授業だというふうに思います。

ただ、この少年消防クラブという形になると、子供たちが自ら防災について、学ぶというだけじゃなくて、ゆくゆく地域の防災を担う人材育成にもつながるんじゃないかということで、今回、ちょっと、取り上げさせていただきました。

小学校、中学校では、ほかにも授業がたくさんあって、大変な状況だと思いますので、 防災教育、今、取り組まれている内容で、なかなかいっぱいだというふうには感じている んですが、全国的に見ますと、防災運動会、要は、災害の際に、困らないように、災害の知 識を楽しく学べるような競技を運動会の中の演目として取り入れているところがあります。 地域で開催されているとこもあれば、小中学校でというところもあるようです。

なかなか、防災運動会だけで開催すると難しいとは思うんですが、今年は、なかなか難

しいと思うんですが、次年度以降の検討として、運動会の1競技として、そういうふうな競技を取り入れるようなことができないでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 宇多教育課長。

教育課長(宇多雅弘君) 競技として取り入れるかどうかにつきましては、また、これは校長会等について、ご提案をさせていただきたいと思います。ですので、ここでお約束することはできません。

〔加古原君 举手〕

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) できたら、運動会の競技で、楽しく学ぶということだけじゃなくて、 そこに消防団員とか、先ほどの婦人消防であるとか、地域の消防組織、防災組織と一緒に するということで、日頃から連携が図れるんじゃないかなというふうに思いますので。

それから、消防団の団員自体も、ちょうど小学校、中学校の子供さんを持たれている方がたくさんいます。そうした時に、子供たちの前で、活躍をする場があれば、また、子供や家族の理解も深められるんじゃないかなということもありますので、ぜひ、そういうふうなことも、また、今後、検討していただけたらなというふうに思います。

それから、2点目なんですが、報酬のほうです。個人支給に、来年度から変わっていく 方向になるんじゃないかなということでお聞きしましたが、それは、それで、ありがたい なというふうには思うんですが、これまで、団の運営費として活用していたんですが、個 人支給というふうになりますと、活動費のほうが、ちょっと少なくなって活動しにくくな るんじゃないかなという懸念があるんですが、この点については、どうでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) お答えさせていただきます。

来年度からは、一応、個人支給のほうでということで、幹部、それから、事務局のほうは進めさせていただきたいと思っておりますけれども、これから、分団の幹部の方との意見交換会をしますので、そこでご理解をいただいてということでさせていただきたいなというふうに思っております。

個人支給になった場合の活動費の件でございますけれども、現在でも、車両1台当たりに幾ら。これ機動分団と通常の分団と違うんですけれども、車両1台当たり幾ら。それから、分団員お一人当たり幾らというような形で、それぞれに活動費は、この年額報酬とは別に団のほうへ振込をさせていただいております。

さらに、例えば、車両の修繕ですとか、ポンプの修繕ですとか、そういったことに対しても1万円以上の金額が非常に大きくなるものについては、町のほうで対応するということでございますので、実質的には通常のガソリン代等、そういったものを、この団の運営費で賄っていただいている実情かなというふうに思っております。

年額報酬を個人支給にしましても、当面は、おそらく大丈夫じゃないかなというふうに、 現段階では考えております。

ただし、これが実際に多くの分団から運営費にまで、その運営費では足りない実情があるというようなことが現実のものとなった時には、これはやはり、何らか対処は必要になってくるんじゃないかなというようなことは考えております。以上です。

# [加古原君 举手]

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番 (加古原瑞樹君) それから、個人支給になると、それぞれの口座に振込というような 形になってきたりはするんだと思います。

それから、出動の手当というのも多分あると思うんですが、そうすると、今までも、ある程度、団長以下、幹部のほうで、人数の確認等はしていたんですが、例えば、その活動の中、途中から遅れて来たとか、活動の内容が、やっぱり、その現場によっても、また、変わると思うんですが、そうした事務的なことっていうのが、かなり忙しくなるんじゃないかなというふうに懸念しております。その点に関しては、町のほうの事務局でしていただけるのか、消防団でするのか、ちょっと、やっぱり事務的なところが大変になると思うんですが、その点は、どうでしょうか。

# 〔企画防災課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 実際に、火災に限らず出動があった場合には、出動報告書とい うものを現在もいただいております。

出動報酬の場合ですけれども、現在は、1出動当たり 1,000 円という形で出動については支給がなされているわけですけれども、これについても、消防団員の処遇改善、人員確保のために、処遇を改善していくことということで、金額を上げなさいという技術的助言が総務省のほうから届いております。

現在、この金額については、近隣市町等と調整中ですので、その調整後に、また、当然、これ、条例のことになってきますので、議会のほうに上程はさせていただくようになるとは思いますけれども、特に、消防団員の方に、そのことによって、負担が増えるとかいうようなことはないかなと思っております。今でも、どなたが出動していただいたということは、ご報告いただいておりますので、なるべく今後も特別な負担が増えることがないように、その点については、注意をしてまいりたいと思っております。

# 〔加古原君 举手〕

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) 負担が、これ以上増えるというのは、また、消防団のほうでも、また、大変なことになるなというふうに、ちょっと、懸念されたんで、聞かせていただきました。

今後、報酬については、消防団のほうと相談しながら決めていくということで、お聞き

しましたので、十分に意見を聞き取りながら進めていただきたいというふうに思います。 それから3点目の消防水利の確保なんですが、どの現場に行っても、今、河川改修以降、 天候の加減もありますが、水利の確保が非常に困難になっています。

特に、火事になるのが、山間部が最近、ちょっと多かったもので、山火事等につながるような事例も増えております。そういった意味では、最初に、初期消火の時の水がないというのは、本当に致命的なんですが、先ほども、防火水槽について、以前も一般質問でさせていただいたんですが、修繕補助があったり、新設の補助があるというふうに聞きました。これについては、内容的には、どういう内容になるんでしょうか。

# [企画防災課長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 大変すみません。ちょっと、お待たせいたしました。

防火水槽の関係でございますけれども、ちょっと、いろいろと区分が分かれておりますので、言葉で説明するのが、ちょっとお伝えしにくいかもしれませんが、まず、40 立米以上の新設の場合、国庫補助の対象になるものは、工事費の補助率が 90%以内ということでございます。

それから、同じく新設で、単独事業の場合は、工事費の 50%以内で補助限度額は 500 万円ということでございます。

それから、規模が 20 立米以上 40 立米未満の場合、新設は単独事業に、これはなりますが、工事費の 50%以内で同じく 500 万円。

修繕の場合、これが一番現実的には多かろうと思いますが、単独事業のみになりますけれども、50%以内の補助限度額は 100 万円という形が補助制度でございます。以上です。

#### 〔加古原君 举手〕

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) そしたら、なかなか修繕でも、100%補助というのは、ないと思うんですが、その残りは町のほうの負担になるんですか。

地域で、ある程度負担があったりするというふうにも聞いたことがあったんですが、それは維持のほうだけですかね。ちょっと、すみません。そこの確認を。

#### [企画防災課長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) お答えをさせていただきます。

今、申し上げましたのは、町が補助する金額でございますので、残りは、全て地域の負担ということになってございます。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長 (小林裕和君) 加古原議員。

8番 (加古原瑞樹君) そうすると、なかなかの金額が地域で負担しないといけないという ことになると思うんです。

実際、防火水槽の維持についても、お聞きしたところ、やはり、下に堆積物、たまっているのをどけたりとかいう作業もありますし、そうした維持にもお金がかかるということでは、なかなか集落では維持ができないというふうにお聞きするんですが、あとため池とか、町内にはたくさんあります。こうしたものも、ちょっと有効に活用しながら水利の確保はしていかないといけないと思うんですが、先ほど、地域の方と消防団と点検や確認をされているというふうにお聞きしました。こちらのほうも、なかなか、確認はしても、その後、改善がされないと、結局は水利がないというような状況になると思うんです。

これから、防火水槽についても、なかなかお金がかかるということなので、増やすということは、難しいとは思うんですが、水利について、消防署にあるような消火用水を搭載できるタンク車があると思うんです。多分、非常に高価になると思うんで、配備は難しいかと思うんですが、こうしたものが、これから団の統廃合を考えていく中で、車両の更新をしていくだけでなくて、こうした装備の見直し、再配備なども検討される必要があるんじゃないかなというふうに思います。

タンク車は、ちょっと、極端な例かもしれませんが、そうしたことも、これから検討されていくんでしょうか。

# 〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 私たちも、ずっと、この地域の状況、火災があった時の消火活動、見させていただいて、まず、以前と、ずっと昔の以前と比べると、一番、すぐに初期消火に非常に役立っているというのか、効果的なのが消火栓、これは、人家が当然あるところについては、水道施設を整備していった中で、消火栓というものを整備してきたと。これは、非常に大きな力になる。そういう消火の初期消火には、力になっていると思います。

あと、それ以前に非常に水利のないところというのは、昔、防火水槽等設置をされておりました。それだけでは足りない。当然、消火栓も、それぞれの水道の施設の中での消火栓ですから、水量が幾らでも確保できるわけではありませんけれども、なかなか防火水槽を建設することも、非常にたくさんお金かかりますし、大きなものつくろうと思えば特にですし、また、それの維持管理、これも安全性を含めて、非常に、これ負担になっております。

それと同時に、どうしても山林火災とか、広範囲なところ、そういう火災においては、やっぱり消火の、これはいろいろと消防団も研究いただいているとは思いますけれども、なかなか水をかけて水で消すというのは、これはやはり、限度があります。だから、昔から、山林火災というのは、私らも経験してきましたけども、山へ入って、ある程度下草が火災になっても、ほかへどんどんと延焼しないように、そういう消火の仕方で、たたいて消すとか、そういうことを、みんなでやっていました。

結局、今後、消防団員が、かなり減少していく中で、現在の消防団、これも団編成が統合してきたんですけれども、さらに、そうした状況の中で、減っていく中で、消防団の装備等、これから、1つ検討していく、その上で、私は、大事なのは、そうした大型化して、設備、装備というのは、どんどんと高機能のものは、当然、出てきているわけです。だから、常備消防等におきましては、現在もそういうものを導入してきて、非常に高価なもの

になってきておりますけれども、そういうことをすると同時に、現状として、地域の状況を見ると、先ほどもお話のように、山林火災とか、ああいうあぜ草から燃えていって林野火災ですね、そういうものが多いという、それに対応していくということになると、幾ら大きなものを装備しても、そこへ、ちゃんと行けなければ、何の役にも立たない。

だから、私は、常備消防等にも話、西はりま消防にも言うんですけども、大きな車両だ けを装備するんじゃなくって、林道とか農道、こういうものが実際には、そういう2メー ター、3メーター幅の、そういうところ、特に、林道なんかは狭いところを上がっていか なければ、何の役にも立たないんですね、だから、機動力のある小型車両で行って、水ま で持って行けないですけれども、少なくても、どんどんと、延焼していく中で、上へ上が って行ったら、それ以上火災が広がらないように、対応する。特に、人命等について、ま ず、きちっと安全を確保すると、そういう方向を、やっぱり1つは考えていかないと、経 費の面、その面もありますけども、現実、最近の、私は、見ていても、奥のほうで、火災 だけじゃなくって、災害、また、救助等において、林道等に大きな車両、よく入って、こ んなん1つ脱輪して、そこで止まってしまったら、もう何もできないと、そういう現場を 見てきておりますので、だから、消防団の皆さん方も、現状、活動する中で、本当に、皆 さん、現場において、よく、そういう問題意識を持っていただいておりますので、担当課 においても、今後の消防団の装備等、いろいろと考えていく中で、そういう本当に地域に あった、地域の中で最大限、そうして効果的なものは、どういうものを装備していくのか、 また、初期消火のあり方においても、やり方についても研究していくと、そういうことで、 分団長や団長や幹部の方とも、よく話してほしいということを、私のほうは指示している という状況です。

# [加古原君 举手]

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) 町長が言われたとおり、本当に、山に上がるとなると、最後はもう、 自分の足で上がるようなところもあります。

ですから、ちょっとした火災でも、本当に、佐用の場合は、すぐ山がありますので、山林火災にならないように、本当に初期消火が重要だというふうに思います。

先ほどのタンク車というのは、極端な例ですが、実際に、平成 28 年の 12 月に新潟県の 糸魚川市で発生した大規模火災、記憶に新しいと思うんですが、消火用水の確保のために、 民間事業者のコンクリートミキサー車が多く活用されております。このような事例を踏ま えて、全国では、こうした民間業者との災害時の協定を結ばれているんですが、本町では、 こうした取組はされているんでしょうか。

# 〔企画防災課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) お答えをさせていただきます。

幾つかは、議員の皆様方もご承知かと思います。プレスリリース等で発表させていただいておりますので、その災害時の応援協定というのは、たくさん、現在、私の資料にあるものでも 30 幾つございます。これは、例えば、災害時の生活物資の確保だったり、弁護士会との協定だったり、内容はいろいろですが、今、加古原議員がご指摘の消火活動ですね、

消防団とか、消火活動、そういった形に限った協定といったものは、現在のところはございません。以上です。

# [加古原君 举手]

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) 水利が確保しにくいような状況が、これからも続くと思いますので、できれば、民間の事業者の方にもご理解いただいて、協力していただけるところがあるようであれば、連携をしていただく必要があるかなというふうに思いますので、前向きに検討していただけたらなというふうに思います。

それから、4点目の消防協力員の活動についてで、今現在、登録人数 317名の方がおられるというふうに聞きました。活動も上秋里のほうで、林野火災に参加されたというふうにお聞きしたんですが、実際、身の回りにおられる消防協力員の方に聞きますと、いつ出動して、どんな活動をしたらいいのか、ほとんどの人が理解できていないのが現状じゃないかなというふうに思います。

最初に、登録された時に、説明や講習などが必要だと思うんですが、どのように行っているんでしょうか。

#### 〔企画防災課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) お答えいたします。

消防協力員につきましては、実態としましては、消防団を退団された方が、協力員になっていただいているというのが、もうほとんど大半といいますか、ほぼ全部と言ってもいいでいの人数でございます。

協力員に申し込みをしていただいた方に対しては、特段、集まっていただいて訓練をしたりとか、そういったことはしてございません。

ただ、やってはいけないこと、例えば、消防車の運転ですね、こういうことはしないでくださいとか、そういったことは、消防協力員の認定証といいますか、そういった物をお渡しする時に、そういうことは、注意書きとしてお知らせをさせていただいているところです。

主には、活動の内容というのは、例えば、ホースを延長したりですとか、そういったような消防団が地域で行う活動の後方支援。それから、消火栓の使用。こういったことに、 実際のところは活躍いただいているものというふうに認識をしております。以上です。

# 〔加古原君 举手〕

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番(加古原瑞樹君) 実際、まだ、僕たちは、協力員の方と一緒に活動したことがないんですけれども、実際、今、団員の中で、どの方が協力員なのかという、以前、所属された分団と一緒になって活動をするというのが基本だというふうには聞いているんですが、どの方が協力員かどうかも、今現状分からないまま、多分、火災の現場に行って、実際に、

その方がおられると、それも、消防団員なら、まだ、ヘルメットとか長靴とか用意をされていると思うんですが、そのままの格好で来られたら、誰が消防の協力員かどうかも、やっぱり、ちょっと分からない状況になると思うんです。

なので、日頃から、やっぱり、分団と協力員というのが、一緒に有事の際には活動するのであれば、やはり普段から訓練であったりとか、何かしら連携を取ってないと、いきなり非常時に活動をしろというのは、難しいと思うんですが、その点については、どうお考えでしょうか。

# 〔企画防災課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) まず、どなたが協力員になっているかということでございますけれども、全分団員の方に、それが行き渡っているかと言われれば、それは行き渡っていない可能性はございますが、少なくとも分団長の皆様には、協力員の方の名簿を分団長会議にてお渡しをしておりますので、それでご自分の分団の協力員というのは、ご確認はいただけるものと思っております。

また、協力員の方には、ヘルメットと長靴だったと思いますが、当初、支給をさせていただいているように、私のほうは聞いておりますので、それについては、実際、火事場になって、それをされているかどうかというのは、なかなか難しい問題もあろう、急きょのことなので、難しいとは思いますが、一応、そういう対応はしてございます。

それと、最後の消防団との連携のお話ですけれども、当然、今、議員おっしゃるような ことができるのがベストだろうとは思います。

ただ、この消防団員が減ってきて、それを補う協力員をお願いしている。そういう、なるべく消防団の負担も軽減しながら、機能だけを残していかなきゃいけない。そういうことを模索している時に、町のほうから、こういうことを、必ず年に1度はやってくださいとか、そういうことを、やってしまうと、やはり地域のほうからも反発等もあろうかと思います。このあたりについては、必要に応じて、各分団から、こういうことは、やっぱり必要じゃないかということで、自主的にやっていただくようなふうに持って行かないと、なかなか、やはり町から、全分団でこうしてくださいというのは、正直、ちょっと、なかなか難しいかなというのが現実でございます。以上です。

#### [加古原君 举手]

議長(小林裕和君) 加古原議員。

8番 (加古原瑞樹君) 協力員という制度自体は、非常に僕たちはありがたいなと思います し、消防団にとっても、非常に心強い存在だというふうには思っております。

実際、火事の現場にも駆けつけてくださった方はおられましたが、こちらのほうも、何をお願いしていいんやら分からないような状況でありました。

そうしたところも、消防団員の中でも、協力員というのは、こういう存在なんだよということも、まだ、周知ができていないというふうに思いますので、団長からお知らせしていただくということになるのかもしれませんが、そこらへんの周知徹底もしていただきたいなというふうに思います。

消防団自体は、なかなか、この団員の減少というのは避けられないような状況にはあり

ます。地域の防災力を維持するためには、先ほど、取り上げたような女性消防や少年消防 クラブ、また、地域の自治消防などと連携が必要不可欠だというふうに思います。もちろ ん、そこには、消防協力員の方も含まれます。こうした団体が、非常時に備えて、日頃か ら訓練、それから、連携することが、本来は必要だというふうに思いますので、もし、可 能であれば、何かのきっかけで、していただけたらなというふうに思います。

最後になりますが、団員一人一人のスキルアップはもちろんですね、先ほども言いましたけれども、地域の防災団体との連携を、これから密にできるように取組が必要じゃないかなというふうに思います。

また、基本的には、住民一人一人が「わがこと意識」を持って、地域防災力の必要性を理解する取組が大事になってくると思います。

防火防災教育の充実や防災訓練への住民の参加を促す取組を積極的に推進していく必要があると考えます。

これからも地域全体で消防団を守り育てる取組を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、消防団の皆さんには大変御苦労をおかけします。また、来週も台風が直撃というふうな予測も、今、出ております。町民の生命財産を守る、安心安全な町のために、今後も活躍をよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

# 議長(小林裕和君) 加古原瑞樹議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(小林裕和君) 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時 20分とします。

#### 午前11時51分 休憩

午後01時20分 再開

# 議長(小林裕和君) 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行いますが、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を 遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いします。

それでは、1番、大村 隼議員の発言を許可します。大村議員。

#### [1番 大村 隼君 登壇]

# 1番(大村 隼君) 議席番号1番、大村 隼です。

本日の一般質問では、2点、お伺いしたいと思います。

飛沫飛散防止のアクリル板対応もありますので、この場からの質問は、マスクを外して お話させていただきたいと思います。

佐用町の未来を皆さんと一緒に考える。考えるに当たって、現在、過去、未来、それについての数値、数値があってこそ、共通の認識を得ることができると思います。

共通の認識があって、皆さんと佐用町の未来を思い描けるのではないかと思い、1つ目の質問をさせていただきます。

その共通の認識となるものとして、佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略があると思います。

新型コロナウイルス感染症により、新たな生活様式となり、生活スタイル、居住スタイル、家庭のあり方が変わりました。この感染症も、もう3年になろうとしています。感染症の影響を鑑み、人口ビジョン・総合戦略の見直しが必要になるのではないかと思い、今回、新型コロナウイルス感染症の影響等による、人口ビジョンへの影響について、お伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響、それに伴う社会の変容、地方への移住や、出生数の低下など、昨今の状況を踏まえ、第2期佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略の中の人口の将来展望、これがどのように変化すると想定していますか。

特に、自然動態における合計特殊出生率の予測、社会動態の変化、人口の予測、世帯当たりの人数の予測はどのように変化すると想定していますでしょうか。回答をお願いいたします。

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、大村議員からの1点目のご質問でございます新型コロナウィルス感染症の影響等による、人口ビジョンへの影響についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略について、改めて簡単にご説明をさせていただきますと、平成 26 年 12 月に、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」が閣議決定をされ、全国の地方自治体に地方版総合戦略を策定することが要請されたことをきっかけとし、本町におきましても平成 27 年 12 月に策定を行いました。その後 5 年間の計画期間の終了に伴い、令和元年度におきまして、令和 2 年度から令和 8 年度を計画期間とする「第 2 期地域創生人口ビジョン」を策定し、国立社会保障人口問題研究所の発表した新たな人口推計を踏まえ、町の人口ビジョンの見直しを行ったところでございます。

ご質問にある「人口の将来展望」でございますが、平成30年の社人研の推計の結果を踏まえ、「社会動態」については、社人研推計に基づいて近年の減少傾向が継続するものと仮定をし、「自然動態」については、地域創生総合戦略に基づく各種施策の展開により、合計特殊出生率を段階的に2.10まで引き上げるという仮定のもとに町独自の人口推計を行っており、総人口の目安として定めている2040年には、社人研推計で9,984人となっているところ、町独自推計では1万300人としておりますが、しかし、出生率を短期間に現在の1.4を切るような状況から2.1にすることは、非常に、これは不可能と言わざるを得ない状況であり、また、結婚する若者の減少も続いておる中で、1万人の人口を維持するということは、これは非常に厳しいと言いますか、難しい状況にあるというふうに、当然、考えなければならないと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響等による人口ビジョンへの影響についてのご質問でございますが、議員のおっしゃるように、コロナ禍において、健康や経済への先行き不安による妊娠・出産の先送りや産み控えがみられ、出生数の低下傾向に拍車がかかっていると、一般的には、そういうふうに言われているわけでございますが、ただ、本町の出生者数の推移を見ますと、過疎化や少子高齢化の影響により年々減少傾向にありまして、コロナ前の令和元年度出生者数は 60 人を切りました 59 人で、令和 2 年度においては 66

人、令和3年度は57人と、統計上の母数が非常に少ないために、一概には判断できませんが、コロナ禍による影響が明らかというところまではいえない状況ではないかと思います。

また、社会動態につきましては、東京都への転入超過数は縮小するなど、コロナ前に見られた東京一極集中の流れが鈍化しており、このトレンドの中で、テレワークの定着や密を回避するという目的から、地方移住に関心が高まっております。ただし、東京都からの人口移動は、神奈川県・埼玉県・千葉県などの、いわゆる東京都周辺の「東京圏」にとどまり、当町のように遠く離れた過疎中山間地の人口にインパクトを与えるほど、広く波及はしていないというふうに考えられます。

国全体におけるこのような社会変容が、町の出生率や社会動態の変化、人口予測にどれくらいのインパクト、影響ですね。また、どのような変化をもたらすのか、これは、なかなか、正直なところ未知数であるため、現段階において人口ビジョンにこれらを反映させることはできませんが、現在の進捗状況といたしまして、町人口ビジョンや総合戦略で掲げる KPI と令和2年実績値とを比較してみますと、自然動態の指標として、合計特殊出生率の目標は人口ビジョンでは1.556というふうにしているところを、実績は1.32ということで、予測値には届いておりません。また、社会動態の指標として、社会減数は人口ビジョンでは過去の平均を踏まえて、マイナス154人を目標値としているところを、令和2年実績ではマイナス131人で、若干緩和はしているものの、転出超過の状況には変わりはありません。人口につきましては、令和2年の国勢調査数値が1万5,863人で、人口の将来展望に掲げる1万5,900人を若干ですが割り込んでおりまして、人口減少の傾向は今後も続くというふうに、想定をしております。

今後、新型コロナウィルスをはじめとする社会変容や人口動態を踏まえた新たな社人研推計が発表をされれば、当町においてもこれに対応した人口ビジョンの改定を行いたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、人口減少に適応しながらも、その急激な変化を少しでも緩和をすべく、地域創生総合戦略に掲げる移住・定住施策や子育て支援の充実、地域資源を活用した交流人口・関係人口の増加や町の魅力発信、地域の元気づくりにつながる施策に今後とも、地道に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

#### 〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) ありがとうございます。

コロナの影響がある。そして、この社人研の予想も、まだ、出ていないという、このような状況で、はっきりしないながらも、考えをお伝えいただけたことを、本当にありがとうございます。

なかなか、想定が難しい状況ではありますけれども、先ほど、言っていただきました。 今回、特にというふうに、先ほど、お伝えしましたけれども、合計特殊出生率、その部分 についても 2020 年の予測に関しては 1.556、実績では 1.32 ということで、少し下がって いるけれども、母数が少ない。令和1年、2年、3年の実際の出生数について、説明いた だきましたけれども、母数が少し少ないということで、まだ、これから、今後も、しっか りと見ていかないといけないかなとは思うんですけれども、また、これから生まれてくる 令和4年度の部分に関しても、実際に生まれた数、ないしは、あとは母子手帳の発行数な どでも、ちょっと分かるかなとは思うんですけれども、令和4年度に関しては、どのよう になるような、出生数に関しては、どのような推移になりそうな予測でしょうか。お伺い します。

# 〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 後ほど、福祉課長のほうから、また、数値はお答えをさせていただ きたいと思いますけれども。

ご質問で、コロナの間の影響というのが1つの主眼であったので、令和元年度からの出生、今、実数などをお伝えをさせていただきましたけれども、実際、こういうトレンドをずっと見ていく上では、やはり10年ぐらいの、今の状況を見ていかないといけないなというふうに思います。

ですから、ここ 10 年ぐらい前ですと、100 人は切りましたけれども、大体 80 から 90 人 ぐらいはあったんではないかと思うんですけれども、急激に、そうした出生数が減ってきまして、80 人、70 人、60 人というように減少してきているという状況、これが、コロナの影響は別にして、実際に佐用町内、町としての、今の実態ではないかなという、私は、そういう認識の下に将来に対して、どう対策をしていくのかということを考えさせていただいているところです。

令和4年度も、まだ、ちょうど半分過ぎたところですから、これからですけども、大体の数値は、もう妊娠されて母子手帳なんか発行していると思いますので、木村課長のほうから答弁できますか。はい、お願いします。

#### 〔健康福祉課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 木村健康福祉課長。

健康福祉課長(木村昌子君) お答えいたします。

令和4年度の出生数に関しましてですけれども、今現在、生まれている方が26名でございます。

そして、今後、3月までに生まれるであろう妊娠届の数なんでございますけれども、今現在、8月末をもって、3月生まれ予定の子が出ております。その中で、今現在では24名の予定でございます。ですので、合わせますと50名というふうな推計になります。

見込みといたしましては、50名ということで、今までの最低の出生数になるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

[町長「(聴取不能)」と呼ぶ]

健康福祉課長(木村昌子君) 失礼いたします。引き続きよろしいですか。

議長(小林裕和君) どうぞ。

健康福祉課長(木村昌子君) すみません。引き続きでさせていただきます。

佐用町の出生数でございますけれども、平成 27 年度で 90 人。それから、平成 28 年度 で 86 名。平成 29 年度で 85 名。平成 30 年度で 78 名というふうな状況になっております。 以上でございます。

# 〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) ありがとうございます。

町長、おっしゃるとおり、短期的なものばかり見ているというのでは、やはり将来の予測というのは、なかなか難しい部分というのは、まさにあると思いますので、その前の部分のデータまでお示しいただきまして、どうもありがとうございます。

人口が、やっぱり減少している中で、また、出生数も下がっていく。これは、もう親が減っているから子供も減ってしまう。それは、自然な流れになるとは思うんですけれども、今後、その数値、今回、現在は、この自然動態として、予想として 2040 年、令和 22 年度で 2.1、これについても最初の答弁で、少し厳しい数値、難しい、大変な数値だということを、町長にもおっしゃっていただきましたけれども、こういったものを基に、人口の将来展望をされていると思いますので、今後また、社会動態、また、ここについても、先ほどご答弁いただきましたけれども、この社会動態の変化とか、そういったものによって、人口が、今後、どのように予測されていくのかということについては、ぜひ、今後また、社人研の予想も出てくることかと思いますので、そういった部分も気をつけながら、必要というか、それが出てくれば、また、修正などをしていただければなと思います。

1つ、少し、お伺いしたかった、その世帯当たりの人数の予測についての答弁、通告書には書いてあったんですけれども、それについては、2040年の世帯当たりの人数の予測というのは、どのようになっているでしょうか。それについて、ちょっと、確認させていただきたいと思います。

#### [企画防災課長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 失礼いたします。

ごめんなさい、ちょっと、私、全て把握できていないかもしれませんけれども、世帯当たりの、2040年の1世帯当たりの人数というのは、ちょっと、ごめんなさい、私の記憶の中にはないんです。申し訳ございません。

ただ、近年の動きを見ていますと、どう言うんでしょうか。ここ、ほんの最近は、世帯数というのは、佐用町減ってきていますけれども、少し前までは、世帯数というのは、実は増えた時期がございました。これは、いわゆる核家族化と言いましょうか、そういった理由で、世帯数が一時増えた時期がございましたが、最近は、減少傾向にあると思います。

それと、一般論として申し上げますけれども、やっぱり世帯の人数というのは、そういう核家族化が進んでいる。あるいは少子化が進んでいるということから、1世帯当たりの人数というのも、近年は減少傾向にあるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

〔大村君 举手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番 (大村 隼君) この人口ビジョンのほうの 3ページのほうに、昭和 55 年、1980 年 ということで、ここが世帯数の数としてはピークだと思うんですけれども、この数値だと 6,658 世帯というふうになっていると思います。世帯の当たりの人数、世帯規模というのは 3.74 というふうになっているんですけれども、現在、2020 年の部分が出ていたと思うのですが、世帯数が 5,927、人口が 1 万 5,863 人ということですので、計算しますね、世帯規模が 2.676 というふうになるというふうになります。

それについては、ちょっと、まさに、世帯の規模は、この数値ですと、ずっと減ってきているというふうな、3ページの人口の減少ですね、その部分については、減ってきているという認識ですけれども、この 2.676 よりまだ下がるというような認識で、間違いないんでしょうか。

[町長 挙手]

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) ここまで、この何十年、ずっと高齢化が進んでまいりました。

やはり、平均寿命が、こうして延びてきましたから、当然、そういう中で、高齢者の方の、どんどんと高齢人口というのが増えてきたと。

ただ、最近になってくると、やはり人間、誰も1つの寿命というものが、当然、ありますから、幾らでも、これが増えていくわけではなくて、高齢者の人口というのは、これから、全体の割合としては減ってきます。実数としても。今、これまで整備されてきた、高齢者のああした、施設、介護施設等、これにおいても、そうした今まで整備してきた、それだけの部屋数、収容人員が確保できるか、このへんが、なかなか難しくなってきているというのは、介護を運営されている方々の共通した認識です。

そういう中で、それぞれの家庭における1世帯当たりという中で、平均してしまうと、 先ほどのように、2.6人とかというふうになってきた。

昔は、世代で2世代、3世代で住まわれていた方が、核家族が進んできたので、そういうところで減ってきたというところがあるわけですね。

ただ、これからも、今の実態を見ても、ほとんどの方が、高齢者夫婦でお住まいとか、 片方が亡くなられて1人の家庭というのが増えてきているわけです。

逆に、若い人たちの住宅も、次々と核家族によって、できてきてあります。そういう若い人たちの世帯というのは、子供の1世帯当たりの人数、この1世帯当たりにすると、私が見ていても、最近では、子供が3人とか4人とかという家庭も出てきているわけです。

ですから、昔のように一人っ子とかというような問題ではなくって、若い人たちの家庭だけを見ると、そういう状態ですけども、ただ、全体の実数としては、そういう若い人たちの全体が少なくなっていますから、実数としては、なかなか上がらない。増えない。先ほどの出生を見ても、そういう状態になっているということなんで、これからの世帯当たりの人数というものを、いろんな施策の中で考える中では、やはり、そこの平均だけを見る、平均を見るのでは、なかなか、これは、正確ないろんなことは、対策はできないと。高齢者の方の世帯。それから、若い人たちの世帯。そういうところを、やっぱり分析していかなきゃいけないだろうという、そういうふうに、私は、思っております。

〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) 実際、人口が 2020 年、1万5,863 人ということでしたので、やっぱ り、単純に何百万人いるというような街でも、そうですね、そういう、ある意味、どうし ても子供の母数も少ない、その中で、統計を取って、やっぱり予測をしていくとなったら、 母数の大きいものを使って評価をしていくというのが、一番いいのかなという思いがあっ て、僕は、この全体の話で出ているものですね。それについて、お伺いしたんですけれど も、実際、町長が言っておられるとおり、世代によって、これ例えば、先ほどのビジョン のほうでも、4ページのほうには、年齢別、年少人口、生産年齢人口、老年人口の3つに 分けて書いてある部分もありますし、実際、やっぱり別々に、そういったものも捉えなが ら考えていかなければならない部分というのは、間違いなくあると思うんですけれども、 私も、その現在、佐用町は 2.676 人ということで、今後、今までも、ちょっと減ってきて いるので、例えば、2040年の社人研の全国予想は2.08人、これ全国ですから、佐用、現 在でも2点、すみません、ちょっとメモしていなかったので、現在の全国の分は、全然、 佐用町の実数よりも低い状況です。もっと、家庭、世帯が縮小しているというような状況 ですけれども、2040年、それよりは、つまり 2.08よりは大きいとは思うんですけれども、 ちょっと、そういった全体を考える中で、ちょっと、数値としてあったらいいのではない かということがあって、ちょっと、先ほど、質問をさせていただきました。

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、多くの自治体が参考にしている社人研の予想も、まだ、出ていないような状況ですので、未来の想定をするのも大変なような状況だとは思います。今後も、過去、現在、そして、未来を、佐用町の未来を考えていくためにも、この地域創生人口ビジョン・総合戦略、そういったものについては、ぜひ修正をしながら皆さんで一緒に佐用町の未来を考えていただく1つの資料にしていただければなと思います。

これにて、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問は、空き家対策に対して、今回、特に、除却に対してお伺いいたします。 空き家の放置が社会問題となり、2015年には、空家等対策特別措置法が施行されました。 田町でも、佐田町空家等対策計画を管定しており、それに基づいて対応していただいて

佐用町でも、佐用町空家等対策計画を策定しており、それに基づいて対応していただいて いると思います。

今後、人口が減っていく、その中で空き家が増えていくに従って、除却する空き家も増えてくるということは、容易に想像できます。

対策計画策定時よりも除却にかかる費用、それが上がっているということも町内の業者の方から聞いております。また、その中で、除却は、壊れかかっている家、そして、そうでない家では、分別の手間の違いで、壊れかかっている家のほうが分別が困難で費用が高くなる。そういう傾向があるというふうにも聞いております。となれば、壊れる前に早めに除却するほうが、所有者の負担も少なくなるのではないかと思います。

人件費の高騰、原油の高騰、建材の進化による分別が困難になっているという、そういったことを理由に、今後も除却の費用が上がっていくのではないかというような予測もあるそうですし、また、私もそのように思います。

質問です。

空家等対策計画の中には、除却に関しての啓発に関する記述が少ないと思います。今後、 広報を通して、空き家対策、特に除却に関して、啓発するお考えはあるでしょうか。

2つ目、除却に関して、空家等対策計画の中には、「空き家の処分費用の高騰化により 費用の捻出が困難であり、処分しなくても固定資産税の住宅用地特例による税軽減がある ため、税金対策と考えておられる所有者等も一定数みられる」と書いてあります。

今後の空き家対策における除却に関して、所有者の方に対応を得るなり、除却するなり、

そういった対応を取っていただくための補助金や助成、固定資産税の減免・免除に関して どのようにお考えでしょうか。

空き家を除却する場合、現状ある老朽危険空き家除却支援事業では、まだ問題が起きていない空き家に関しては、除却に関する支援を行うことができないというふうになっていると思います。

固定資産税の住宅用地特例に関する税軽減があるために、空き家を放置するという現状があるのであれば、除却した場合、期限を定めて固定資産税を減免・免除するというようなことも可能だと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、大村議員からの2つ目のご質問でございます今後の空き 家対策、特に除却に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町空家等対策計画策定の経緯と、空き家の現状につきまして、概略、ご説明をさせていただきます。

平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されまして、各自治体において空家等対策計画の作成、及び、空家等に関する対策の実施、その他空家等に関する必要な措置を講じるよう努めることとされました。

この法律に基づきまして本町では、平成28年3月に「佐用町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱」及び「佐用町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱」を制定いたしました。また、平成28年6月には「佐用町空き家バンク設置要綱」も定めて、空き家の利活用を含めた空き家対策を進めているところでございます。

今後も空き家等の数は、年々、増加していくことが予想されることから、基本的な考え方と各施策を総合的かつ効果的に推進をしていくため、また、令和2年度以降に空き家除却にかかる国庫補助を受けるためには「空家等対策計画」の策定が必須となったこともあり、関係部署ワーキング会議及び庁舎内会議を開催して、町地域安全推進協議会「空き家除却部会」への意見聴取を経て、令和2年10月に本計画の策定をいたしました。

続いて、空き家の現状についてでございますが、本計画策定に合わせて、令和2年9月に職員による空き家数の調査をいたしましたところ、空き家の総数は約1,000件で、令和3年度末時点において、特定空家として認定をされた件数は22件、そのうち20件が除却されて解決済みということとなっております。

なお、特定空家の定義でございますが、町内に所在する空家等で、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」にあると認められる空家等のことをいうわけでございます。

今後も危険な空き家については、適正管理に努めていただくよう所有者に対しまして、助言・指導・勧告等を行い、周辺に悪影響を及ぼすおそれが高いものから優先して、補助制度等を活用する中で措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

それでは、まず1点目の除却に関しての啓発に関するご質問についてでございますが、本計画では、空き家等の発生抑制や適正管理、特定空家等に対する助言・指導等の措置、空き家等の利活用の促進を基本方針といたしており、除却に関しましては、同計画書の 23 ページに各種補助制度等について記載をしているところでございます。

ご承知のとおり空き家は個人の所有財産であり、所有者が責任を持って維持管理・除却するというのが大原則でございます。しかしながら、経済的な理由や相続人がいない等の真にやむを得ない理由があるとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあり、さきほどの大原則と比較して個人の財産の除却等に公金を投入するという一定の公平性を犠牲にしてでも、該当物件周辺の安全や生活環境を守るためにやむを得ないと判断した場合にのみ、補助等を行うものでございます。一般的に、これを広く募集する補助制度とは性格が異なるものであるために、積極的に、そうした補助制度を活用してくださいというような啓発をする類のものではないというふうに考えております。

ただし、議員のご指摘のとおり、特定空家に至るまでの対策も必要でありますので、空き家に関する職員出前講座もメニュー化をし、希望のあった地域づくり協議会等へも出向き、空き家になる前、空き家になったときにしておくことや、空き家を放置することの社会的影響、空き家バンク制度などの周知を行い、有効活用や適正管理についての広報活動を行っているところでございます。今後も引き続き、「危険な空き家にしない」ための周知・啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の補助金や助成金、固定資産税の減免・免除に関するご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、補助金等につきましては、空家等対策計画に記載の「老朽危険空き家除却支援事業補助金」と「自主防災組織活動補助金」がございます。この補助制度の活用につきましては、真にやむを得ない場合に限った対策であることを、まず、ご理解を願いたいと思います。加えて、新たな補助制度の創設等については、現在のところ、まだ、考えておりません。

また、固定資産税の減額・免除についてでございますが、近年、一部の自治体において、家屋を除却した後の固定資産税を数年間減免する制度を設けているところもあるようでございますが、結局のところ数年後には本来の税額に戻るため、本質的な効果は未知数のものとなっております。そのため、この問題は全国的な課題であること、また、地方公共団体独自で要綱を制定して減免した場合の税の減収分については、地方交付税に算入されないこと等の理由から、本町で、単独でこれを減免等を行うということは、現時点では検討はいたしておりません。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

#### 〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) 除却に関しての再質問をしていく前に、ちょっと、先ほど、答弁に もありましたけれども、空き家利活用の仕組みとして、空き家対策の現状として、いろい ろされておると思いますけれども、現状、どういう取組をされているのか、お伺いしても よろしいでしょうか。

[商工観光課長 挙手]

議長(小林裕和君) 真岡商工観光課長。

商工観光課長(真岡伯好君) 空き家につきましては、有効活用するという目的で、空き家バンク制度というのを運用しております。

空き家バンク制度につきましては、平成28年度からスタートいたしまして、現在までの

空き家の登録件数は 99 件で、そのうち、成約数が 73 件、これ売買、賃貸、両方含めてでございます。

近年では、都市部からの地方への移住要望も高まっており、成約件数とともに、空き家 の見学の要望なども増えておる、そういった傾向にございます。

ただ、非常に、空き家の場合、空き家バンクの場合、町が推進してやっている事業でございまして、ある程度、空き家にも、ある程度一定の条件を設けてさせていただいておりますので、そのへんにつきましては、どの空き家でも登録できるというものではございませんけれども、ぜひ皆様にも有効にご活用いただきまして、空き家の有効活用という点からの空き家バンク制度、一般の皆様にもご利用いただければということで、現在も推進中でございます。

### 〔大村君 举手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) ありがとうございます。

私自身、空き家バンクを利用して、こちらに家を買いましたので、その制度については理解しておりますし、今後も対策として、ちょっと、この現在の社会状況において、少し見学なども増えているということでしたので、今後も、しっかりやっていただけたらなと思っているんですけれども、先ほど、1 の質問で、ちょっとお話させていただきました。人口ビジョンの 2020 年の人口が実測値 1 万 5,863 人。世帯数が 5,927 ということですね。 2040 年には 1 万人以下になるかもしれない。この予想では 1 万 300 人でした。世帯当たりの人数ですけれども、これは社人研の全国予想で 2.08 とした場合、人口予想というものを、世帯当たりの人数予想で割った想定の世帯数というのが 4,952 というふうになります。実際は、2.08 よりも少し高いだろうし、人口予想も 1 万 300 人よりも少し下かもしれないということで、想定の世帯数というものが、もう少し下がってくるというふうに予想されますけれども、20 年の間に、この予想、4,952 軒になるとしても、およそ 1,000 世帯減るというふうになります。

実際、昭和 55 年、一番世帯数は最大なんですけれども、6,658 世帯ということですね。 今、700 世帯程度減っている。それが、この 40 年の間に 600 世帯だったのが、今後、20 年の間に 1,000 世帯。1,000 世帯減るということは、1,000 軒家が空くということですから、その中で空き家対策というものは、さらに加速して取り組んでいかなければならないというような内容になっていくと思いますので、今後、いろんな側面から空き家対策をおこなっていっていただきたい、そういう思いから、今回、この除却に関してお伺いしております。

空き家、実際、まさに、今回は、特定空家の助成、そういったものについて回答いただきましたけれども、特定空家というのは潰れかけていても、保安上危険でない、つまり1軒ポツンとある。そのような条件で壊れかけていても、これは特定空家にならないというような認識で間違いないんでしょうか。少し、確認させていただきたいと思います。

[企画防災課長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 議員おっしゃるとおり、現在でも佐用町内、自動車なり徒歩な

りで、ご覧いただいたらお分かりかと思いますけれども、大変、どう言うんでしょうか、 崩れかかっているような家もございますが、隣接していないとか、特に、その方の土地の 敷地内に入らないと、別に危険が及ばないというような状態の場合には、特定空家という 形では認定はいたしておりません。以上でございます。

### 〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) ありがとうございます。

屋根が落ちていても安全上問題がなさそうであれば、特定危険空家とは、まだみなしていないというふうな答弁をいただきました。

そういった空き家が放置されることによって起こる不利益というものにはたくさん問題がありますけれども、先ほど言っていました景観の問題ですね、また、動物が住み着くなどの衛生上の問題、そういったものもあります。

最近では、猿やアライグマの問題もあります。これらは人家に住み着くこともあり、そうなってしまえば手を出しにくい状況で、また、農作物への影響、先日、新聞にも出ていましたけれども、アライグマがぶどう農園のぶどうを食べてしまうというようなニュースも、神戸新聞の記事でありましたけれども、そうなってしまえば、やはり農業においても、少し問題が出てくるというようなふうになってしまうのではないかと思います。

先日、佐用の町中にも猿が出たような話もありましたし、そういった動物が住み着くということが、やはり大きな問題となっていますので、そういう状況についても、少し、考えていかなければならないのかなと思います。

また、先ほど、景観の話もしましたけれども、購入する人が、家が潰れているとか、いろんな理由もありますけれども、そういう見た目が悪いとか、そういうのもありますが、購入しようと思っていた人が敬遠する。近所に、そういう潰れた家があるからやめておこう、そういうふうなことになると、土地市場の取引が少なくなって、地価の下落、また、それが、また、さらに景観の悪化などにつながっていく、そういうようなこともあると思いますので、この空き家が放置されるということが、原則的には個人の問題ではあるとは思うんですけれども、問題と言っていいかどうか、まだ、ちょっと分からないですが、個人に帰属する話だとは思うんですが、でも、実際は、地域住民にとって、少し不利益が出る。動物が住み着く。景観が悪くなる。土地価格が下がる。そういったことで地域住民、そして、佐用町民にとっても不利益になると、そういうふうな公共的な面から考えても、この除却に関する支援というものが行われるということが公共の財を投入する。それがふさわしくないものではないというような答弁をいただきましたけれども、個人のものだということで、もっと、公共の問題なんじゃないか、そういうふうに考えるんですけれども、いかがお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) こうして人口が減少し、また、核家族になっていって、高齢者が、今まで長くお住まいになっていた、そういうところから若い人たちは新しい家をつくる。そうすると、当然、ご高齢のおじいさんや、お父さん、お母さんたちが亡くなられてしまえ

ば、そこが空き家になっていくという、こういう現象の中で、特に、これは佐用町だけの問題じゃない、全国、こういう空き家が、どんどん増えております。都市部でも、そうした新しい昔のニュータウンなんかが、もう空き家がどんどん増えてきているという、これは1つの社会現象でもあり、今、大村議員のおっしゃるように、これは社会問題です。

ただ、この除却をきちっとしていく、必要なくなったもの、役割を終えたものは、きれいに整理をしていくということができれば、一番いいですし、それに対して社会問題だということで、公共的な事業として、これを、どこまでやっていけるか。莫大な、当然、費用もかかります。

だから、国としても、この問題を、こうした危険空き家というような限定した中で、こういう制度を国が一応制度をつくられたというのも、今の現状を少しでも対策をしていこうという取りかかりです。これが完全なものでは全くないし、ある程度限定をしていかないと、なかなか財政的な非常に負担も大きいということで、現在のような危険空き家の認定をするには、それだけの、いろんな条件の下に、そういう指定をするという、そういう制度になっております。

それと、根本的に、この補助金制度があります。大村議員もご存じだと思いますけれども、これ事業費が、こういう制度は全部そうなんですけれども、限度額は200万円。それに対して、国が3分の1、町と県、それぞれが6分の1ということは、公費で3分の2を負担しましょうと。3分の1を個人の責任の原則として3分の1は見てくださいと。当然、そういう制度になっているわけですね。

空き家と言っても、いろんな空き家がありまして、特に、こうした中山間地、田舎の空き家というのは、非常に、もともとの家がかなり農家として面積が大きいですよね。それに、そうした住まい、本家(ほんや)だけではなくて、そこに昔からの倉庫、倉とか、納屋とか、いろんな附属の建物もあります。ですから、そういうのを全部、きれいに除却していかなきゃいけませんししますと、当然、200万円の事業費というのは、本当に、その半分にもならないということになります。

ですから、そのあたりが、非常にこの、今、当然なんですけれども、これを除却するに 当たっては、分別をして、きちっと、環境に影響のないようにということで、産業廃棄物 として、適正な処理をしなきゃいけない。

さらに、そういうのが厳しい、片方では規制がされますので、除却費というのが、非常 に高くなっております。

やはり、それを実際に行うのは、佐用町から都市部のほうへ出られているような、こちらには、お住まいでは、当然ないから空き家なので、そういう中で、なかなか、そういう人たちが、それだけのお金を負担して、きちっとするべきものが、それを言われても、経済的に、それができないと、そういう状況も非常に、これは想像ができるところです。

それから、一方では、そうは言っても除却をしてもらうために、土地が、そこに建っている、住宅が建っておれば、住宅減免で3分の1なり6分の1の税が軽減されるというふうにはなっているんですけれども、佐用町なんかにおきましては、もともとの土地の価格というのが、評価額が低いですから、そんなに大きな負担にはならない。確かに、3倍になったりぐらいにはなるんですけれどもね。

実は、私どもの、今、私の親戚の家で、全部取り壊すということで、まだ、新しい部分があるんですけれども、このたび、きれいに取り壊しがされました。そこなんかは、約土地が約500平米の土地です。それの税が、今までは年間、大体減免があって、5,000円余りの宅地、税でした。それが、この間も税務課で幾らぐらいになるか、ちょっと、試算してくれということで試算してもらうと、それが1万3,000円から4,000円ぐらいになります。

都市部に行くと、土地の価格の高いところは、それの一桁上に行きますからね、そうい

う問題で除却されないんだというように言われる部分が、これはもう地域によっては、それは影響、非常に大きいと思うんですけれども、佐用町内なんかでも、町内になると、かなり土地の評価は違いますから、ある程度は影響もするでしょうけれども、周辺部、農村部におきましては、そういうことではない。

やはり、もともと、どこでも建物を取り壊す、それも農家の家へ行くほど、規模が大きくなって除却費が非常に高額になる。これを、社会的な問題として公費を投入して、公費だけでというのは、それは、とても大変大きな負担になりますし、しかも、じゃあ、国が言っている 200 万円が限度というのも、確かに、助かることは助かるんですけれども、少なくとも個人負担というのは、そういうことで、相当のものが負担をしないと、当然、できないということなので、そのへんが、非常に難しい状況にあるということ、じゃあ、難しいから放っておくというわけじゃないんですけれども、これから、この問題をどう、社会として、町として、これ全体、国としても、もっともっと考えていかなきゃいけない。どんどんと増えていきますから、大きな問題だということの認識はしておりますけれども、じゃあ、どうするというところまでは、今の制度で運用して始めたところですから、これを、当然、運用しながら、当然、今後も考えていかなきゃいけないという状況でございます。

# 〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) 結果として、加速度的に空き家がしばらくは増えていくというような状況になると思います。そんな中で、除却は、もちろん個人的にされる方というのは、もちろんおられると思いますし、家が大きくて、ちょっと、コストがかかるから、しばらく置いておこう、そういうようなことも確かにあると思いますし、固定資産税が、先ほど、言っていただきましたけれども、減免による、減免があるから建てたままにしているというのは、そこまで大きな影響ではなくて、どちらかというと、コストが高い。費用が高いということが主な問題になっているということでしたら、そういったことに対しては、まさに国、県、そして町で、しっかり考えていかないといけない部分なのかなと思いますので、今後もしっかり考えていければなと思います。

まあ、先ほど、答弁にいただきました空き家に関しては、個人のものです。自治会長などの地域の維持、そういった思いがある方には、空き家に関して、やっぱり意識、地域の空き家というものに関して意識していただいていると思います。

ただ、多くの住民にとっては、他人のものですので、そこまで、あまり踏み込めない。 そういったような現状もあるのかなと、そういう部分については、思います。

先日、海内のほうで、ちょっと、移住者の方と、Uターンの方と、ちょっとお話させていただいた時に、なかなか最初、貸してもらえない。売ってもらえない。すぐに空き家になっても売りに出さない。だから、結局、5年たったら、もう住むのに、逆にコストがかかってしまって、すごく大変だ。そういうような話も聞いております。

ただ、そこが個人の問題なので、実際、皆さん、見ていなかったという部分はあると思います。

先ほど、真岡商工観光課長にも回答いただきましたけれども、空き家バンク、僕も利用 しましたけれども、そういったものに、空き家になったらできるだけ早く、そういった部 分、不動産屋で売るというのもありますし、空き家バンクに相談に行くとか、そういった 部分もあると思います。そういった部分に、できるだけ早く相談していただいて、除却、 それで難しそうな物件は、除却などを考えるという部分を皆さんに、しっかりとお伝えしていかないといけないのかなと。そういう思いもありまして、今回、この一般質問とさせていただきました。

なかなか、オープンにしにくい。先日、この町から出ていかれるという方も、不動産屋で売っていたんですけれども、それをインターネットを出ていて、それを僕ら見て、売られるんですね。もう出られるんですかと、そういうような話をしていたら、地域の人には言わないでほしい。そういうふうなことも言われました。

やっぱり、なかなか、オープンにしにくい話なのかなと思いますので、今後、やっぱり、空き家の問題というのは、自分の問題もありますし、個人の問題もありますけれども、公共、全体の問題ももちろんありますので、今後、国、町、県の対応もありますけれども、個人がしっかり、今後、この建物、家、そういったものを、どうしていくのかというのを、しっかり考えていただく、そういうふうにしていただければいいのではないかなと思います。以上で、本日の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長(小林裕和君) 大村 集議員の発言は終わりました。

続いて、6番、金澤孝良議員の発言を許可します。金澤議員。

#### 〔6番 金澤孝良君 登壇〕

## 6番(金澤孝良君) 6番議席の金澤です。

今日は、災害対策についてと、新型コロナウイルス関係の兵庫県の自主療養制度についての質問を2点していきたいと思いますが、まず、災害対策について、質問いたします。

あの甚大な災害から 13 年が経過いたしました。河川改修も終わり数年が経過し周辺住民が安全・安心に暮らせる環境は災害が起こりうる想定の範囲は充分に改修をされたと思われます。幸いにも、それ以後は、町内では大きな災害は起こっていませんが、今年も全国各地で河川の氾濫や土砂災害で多くの被害が毎年起こっております。今年も九州地方や東北地方での災害が大きく報道されているところであり、これからも温暖化の影響は、いつ、どこで、どの地域で発生、起こるか分からない予測不能な状態が続くのではないかと思われます。

今後の自然災害に対して、河川改修、急斜面地の防災工事も、庵逧町長の県へのお力添えで、町内各地で執り行われて、安全対策工事も進んでいるようには思われますが、そのような現状において、今後の対策工事等、県の管轄ではありますが、状況が分かれば、教えていただきたいと思います。

また、地域住民の防災意識が、災害後、どのような状況なのか、どのように変わってきたのかということも、現在、集約できていればお教えを願いたいと思っております。

そのような状況の中で、5項目を質問したいと思います。

- 1、急傾斜地の対策工事は各地で行われていますが、今後工事を予定、また、要望を受けているところは、どの程度あるのでしょうか。
- 2、佐用川本流及び千種川の整備は、かなり行われていると思うんですけれども、それ ぞれの支流の堆積除去などの対策も順調に行われているのかどうかをお聞きします。
- 3、町内でも地域により災害想定が違うと思われますが、地域に対応できた防災訓練などが、各地で、各集落で行われているのでしょうか。

4番、避難所への移動手段の確保はできているのか。また、地域にあった防災マップの 作製はできているのでしょうか。 5、広域避難所への避難が困難な場合の一時避難所は、それぞれの地域で確保されているのかどうか、以上、お伺いして、2点目は、議員席から質問させていただきます。

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

# 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、金澤議員からの1点目の災害対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成 21 年の大水害後、千種川水系を中心に総延長約 55 キロ、総事業費として 565 億円の河川改修事業が兵庫県によって、実施をしていただきました。

この河川改修により、河川の流下能力が向上し、浸水リスクが大きく低減されたことは、 みなさんが、実感をしていただいているというふうに思います。

改修後の平成30年7月豪雨では、平成21年8月出水時の約9割の雨量が観測をされましたが、外水による浸水被害は発生をしなかったことからも、これまでの治水対策が効果を発揮しているものと認識をいたしております。

また、河川改修以外にも、町における荒廃渓流の対策事業。また、県における砂防・治山・急傾斜地など多くの事業に取り組んでいただいてきたことも災害の軽減につながっているところであります。

それでは、1点目の急傾斜地の対策工事は各地で、現在、行われているが、今後、工事を予定、また、要望を受けているところは、どの程度あるのかというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ地に近接した区域において、住民の生命を土砂災害から守り、災害に強い安全で安心な地域づくりを推進することを目的に実施をしております。本来は、その土地の所有者や管理者などが個々の責任において、この安全対策をしなければならないわけでありますが、それを行うことが困難でありますので、公共事業として、地元が全面的に協力をいただけることを前提に県が代わりに、そうした防災対策工事を施工しているところであります。

このように、事業自体は兵庫県が実施をしていただき、町と地元が事業負担金を支払う という形になっております。

事業対象となるのは、通称イエローゾーンと言われる土砂災害警戒区域であること、また、被害想定範囲内に一定以上の住家があること等の条件がございます。工法といたしましては、主に擁壁工や斜面の安定を図る法面工などがありまして、現地状況等によって適切な工法を選定をして、急傾斜地に対する崩壊対策を、施工をしていただいているところであります。

平成21年以降、佐用町内では、25地区の急傾斜地崩壊対策事業に着手をし、現時点で、11地区において事業が完了しており、今後の事業計画としましては、令和4年度に2地区。令和5年度に4地区が新たに着手する予定であるというふうに、県から聞いております。

また、地域からの事業要望についでございますが、今後、着手予定地区以外に5地区の 事業要望がありまして、県へ要望しているところでございますが、実施の可否や時期については、まだ、未定であるというふうに聞いております。

次に、2点目の佐用川本流の整備が行われているが、支流の堆積土砂除去などの対策も 順調に行われているかというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

冒頭でも申し上げましたように、平成 21 年災害以降、光都土木事務所による河川改修事業の実施において、千種川、佐用川等の 2 級河川の大規模な土砂の浚渫が行われました。

県では、浚渫工事として、河川改修計画に加えて、河川パトロールや佐用町からの要望も受け、県発注の土砂除去工事として、川幅を広げずに川底を深くする、河床掘削や堆積土砂を撤去する、土砂除去工事として、千種川、志文川、幕山川、江川川の4河川で、約3万4,000 立米、総額6億7,000万円の事業費により河道対策を行っていただいております。

また、町事業といたしましては、県の補助事業でもあります河川区域内の環境整備に係る美化事業を活用し、県が管理する2級河川について、平成22年度から令和3年度の間に、西河内川、大日山川、大下り川、角亀川など10河川において3万3,000立米、総額1億5,000万円の事業費によって、土砂浚渫を行ってきております。

さらに、町が管理する普通河川では、5河川で、約2,000 立米、総額2,000 万円の事業費によって、その土砂の浚渫も行ってきております。

本年度も、町事業として櫛田地内で約 2,000 立米の浚渫の予定もしているところであります。

今後もこれまでと同様に、支流の堆積除去は河川パトロール及び地元要望により県とも調整をしながら、引き続き、安全・安心のまちづくり、これを実施しながら、河道が基準以上に塞がれているところを優先しながら、この事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の地域に対応できた防災訓練などができているのかについてでございますが、防災訓練につきましては、自主防災組織が実施される訓練について、佐用町自主防災組織活動補助金交付要綱に基づいて、1世帯当たり500円の補助を行っているところでございます。具体的には、災害の発生に備えて自主的に計画及び実施する訓練で、避難誘導訓練や炊き出し・給水訓練など8項目の個別訓練の中から、地域が必要であるというふうに考えられる訓練を2項目以上実施する自主防災組織に対して補助を行うものでありまして、昨年度は21件の申請がございました。災害が発生するという状況では、自治会単位など近隣で助けあう「共助」が大変重要でございますので、今後も引き続き、自主防災組織が実施する防災訓練について支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、昨年度は、地域づくり協議会等が主催する地区防災学習会に職員が出前講座として行かせていただいて、イザという時には自助・共助が大切であることなど、地区防災で大切なことをお話をさせていただいております。さらに、昨年12月に開催されました佐用高校生主催の「佐用合同防災訓練~KIZUNA(きずな)大作戦~」や、町内の小学校における防災まち歩き授業でも、企画防災課職員がサポートをさせていただいたところであります。

町といたしましては、ハザードマップの活用や日頃からの備えが大切であることなど、 防災研修を通じて町民の皆さんにお伝えをしてまいりたいというふうに思っておりますの で、今後も引き続き、職員出前講座を積極的にご活用をいただければというふうに存じま す。

続いて、4点目の避難所への移動手段の確保、及び、防災マップの作製に関するご質問についてでありますが、まず、防災マップ、いわゆるハザードマップにつきましては、土砂災害特別警戒区域を反映した最新のものを、昨年3月に各戸へ配布をいたしております。このハザードマップは、基本的に自治会ごとに作成をしておりまして、自分が住んでいる地域は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に入っているのかどうかなどを各自でご確認いただいたり、地域での防災勉強会などでも活用をいただいているところでございます。

また、避難所への移動手段に係るご質問についてでございますが、まず、避難所の考え 方といたしましては、災害が発生するおそれがある場合や災害が発生した時に命を守るた めの場所で、小・中学校の体育館など、予め指定をしている町の指定避難所のほか、自分 達の地域は自分達で守るという精神のもと、各自治会で指定をされている一時(いっとき) 避難所や、災害時避難行動要支援者に対応した福祉避難所等がございます。

しかしながら、避難所へ行くことだけが避難ではなくて、ハザードマップを確認して、安全な知人・親戚宅への避難を行うことや、自宅が安全であれば、より安全な自宅内の場所へ避難することなども選択肢の1つでございます。避難する場合は、どの経路を通るのか、移動する際には車を利用するのかどうかなどを、それぞれ状況が違いますので、一人一人が自らの命を守るためにどう行動するのかが最善なのか、日頃から考えておいていただくことが大切でございます。そのために、ハザードマップを配布させていただいておりますので、自宅の周辺は危険なのかどうか、避難経路に危険な箇所はないのか、などを確認していただいて、イザという時に備えていただきたいというふうに思います。

また、災害が発生するおそれがある場合や災害が発生した時に、一定の障がいがある方など、自力での避難が困難となる災害時避難行動要支援者につきましては、個別避難計画によりまして、避難するタイミングや、避難場所、避難経路をはじめ、移動する際には車を利用するかどうかなどの移動方法も計画書にも記載をしており、要支援者と支援者が計画書の内容を情報共有する中で、災害時に要支援者を安全に避難ができるよう努めていただているところでございます。

次に、5点目の一時避難所の確保に係るご質問について、お答えをさせていただきますが、平成21年の災害後、町では自治会等に対しまして、命を守るために一時的に危険を回避する場所である一時避難所の確保をお願いをしてまいりました。一時避難所については、自分たちの地域は自分たちで守るという精神のもと、自治会等で確保いただいておりますが、過去の調査の中でその所在等について把握させていただいたところ、主に集会所や神社、寺などを活用するなど、各自治会において、おおむね一か所程度は確保されているものと認識をいたしております。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金澤君 举手〕

議長(小林裕和君) はい、金澤議員。

6番(金澤孝良君) 丁寧にご説明いただきました。十分に理解できました。

今回、私、質問させていただいたのは、大きな災害があって、13年迎えたということで、インターネットといいますか、町のホームページ見よったら、佐用町の検証委員会報告、先の災害対策のことについてだと思うんですけれども、ひょうご震災記念 21 世紀研究機構、人と防災未来センター研究部、宇田川さんという方が、かなり詳細に検証されている報告書がありましたので、それに基づいて、どういった形で、今後の災害に取り組んでおられるかなということで、質問をさせていただいたところでございます。

本当に、先の災害について、非常に厳しいご意見、検証をされているようでございますけれども、この検証については、この庁舎自体が、大変な状態だったので、僕ら、ちょっと、厳しい評価じゃないかなと思うぐらいの検証をされているようでございますけれども、その中で、町長はじめ、職員の方々、一生懸命、災害対策されたことが、非常に教訓になって、今後の防災のために一生懸命役立つ、役立たないほうがいいのかも分かりませんけれども、災害がなくて、ただ、いつ、何が起こるか分からない体制づくりというものは一生懸命やられていると、僕のほうは確信しておるところでございます。

その中で気になるのが、急斜面対策なんですけれども、今、町長、25地区ほどできたと。 その中で、今後、4年度に2地区。それから、5年度4地区というような計画がされているということで、非常にありがたい状況だと思います。 私の集落の奥金近も、今、設計に入って、非常に単価といいますか、地元負担金と言っても、本当に僅かなお金で大規模な何億円という工事をやっていただけるということで、 非常に感謝している。奥金近だけじゃなしに、どこの地域でもそうだろうと思うんですけれども、非常に大規模にやっていただいていることを感謝します。

まだまだ、佐用町自体、どこの集落へ行っても急斜面がないような地域がないと思われますので、今後、本当に、いろんな意味で、防災面から見たり、また、建設課のほうから見た目と、また違うかも分かりませんけれども、そういったところを共同で話しながら、対策を進めていってほしいなと思います。

防災マップなんですけれども、3年3月に最近の分を出されているようですけれども、 僕も前のと比較しながら見るんですけれども、それほど、災害の地域なんで大きく変わる はずはないと思うんですけれども、その中で、急斜面地のところが言うたら赤色に塗って おられるんかな。イエローゾーンというのが、ちょっと、緩いですけれども、崩れる可能 性があるというような格好じゃなかろうかなと思いますけれども、こういったものを、せ っかく、いい資料を町当局が各戸配布されているとおもうのでね。

ネットを見ますと、各集落別に細かく対策をされているようで、それぞれの集落ごとに、自分の地域がどうなんかなということが、前は、長谷地域とか、それぞれの地域で、大きなマップだったと思うんですけれども、より詳細なマップになっておりますので、非常に参考になりますけれども、そういった中で、この防災上のレッドゾーンと、それから、建設課とか県などが把握されている場所が一致しているのかどうか、これは単なる危険区域だから赤に塗っているんですよなのか、本当に県なんかと検証された中で、本当に将来、急傾斜地とかいうたら、工事をしなくてはならないところの危険度、崩れるおそれがあるところなのかいうのが、ちょっと、僕、個人的に疑問に思っているところなので、もし、そこらあたりが連携プレーができているのかどうかということをお聞かせ願えたらなと思います。

#### 〔建設課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 重崎建設課長。

建設課長(重崎勇人君) お答えいたします。

まず、先ほど言われました通称イエローゾーンとレッドゾーンについて、まず、お話をいたしまして、説明をさせていただきます。

まず、過去に災害があったり、いろんなところがありますので、兵庫県が、まず、初め に、イエローゾーンの設定をしております。これにつきましては、コンサルに委託をしま して、現地を、それぞれ確認をした上で、設定をしておるというふうに聞いております。

そのイエローゾーンの中で、今度、警戒区域といいますか、建物に損害が生じ、住民の生命、または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域をレッドゾーンと言われます土砂災害特別警戒区域に指定をしております。このレッドゾーンにつきましては、例えば、新しく家を建て直すというふうなことができないという規制が入っております。

それで、このイエローゾーンの中に、件数は国庫、県単によって違うんですけれども、 規定の戸数があれば、県が現地のほうを改めて確認をしまして、対策工事が必要であるか どうかと、単にイエローゾーンに入っているからOKというわけではありません。山の状 況であったり、傾斜であったり、そういったものを、現地、また、コンサルが検討した結 果、対象としてやるかどうかということを決めておるというふうには聞いております。 ただ、それは、地元の方が、どういう形で認識されているのかいうところは、そこまでは承知をしておりませんが、県の対策としては、そういうふうになっておるということでございます。

### 〔金澤君 挙手〕

議長(小林裕和君) 金澤議員。

6番(金澤孝良君) よく分かりました。それぞれの集落で、レッドゾーン、イエローゾーンがあって、ほな、僕もちょっと、認識不足なんですけど、レッドゾーンのところは、自分の宅地であっても、家はもう建てては駄目という地域になるわけなんですか。ちょっと、僕、そこら認識不足なんですけど。

# 〔建設課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 重崎建設課長。

建設課長(重崎勇人君) このレッドゾーン、私が、先ほど申し上げましたように、単純に建 て替えるということはできないというふうに聞いております。

ただ、地域外であればいいんですけども、同じところに建てたいという場合は、例えば、 そういった防災、斜面が崩れた時に安全になるような対策工事をするとか、また、今の家 を、そのまま住まわれる場合、これは強制ではないですけど、安全にしたいということで、 例えば、裏の壁を補強すると、そういった事業がございます。それに対する、補助制度の ほうも県がつくっておりますので、そういった補助もやっておるという状況でございます。

#### 〔金澤君 挙手〕

議長(小林裕和君) 金澤議員。

6番(金澤孝良君) よく分かりました。

それぞれの決まり事みたいなのがあるということですね。

続いて、2番目の項目の佐用川本流以外の支流の堆積の箇所も町長の説明の中で、江川川をはじめ6億7,000万円以上をかけて堆積などを取られているということと、それから、まだ、これから10河川、いろいろと予定をされているということで、非常に本流以外に、いわゆる小さな、前の災害で、水は出たんですけれども、大きな災害がなかったという支流が、結構、町内にあるんじゃなかろうかなと思います。私の家の裏も川なんですけれども、幸いなことに水の量は増えましたけれども、護岸が崩れたとか、そういったことは全くありませんでしたけれども、ただ、堆積なんかが、県のパトロールが見に来てくれたかどうかは、ちょっと、僕のほうも確認はしていませんけれども、たまっているところは、結構あるように思われるんですけれども、ほかに比べたら、ましなのかどうか分かりませんが、私のところは、そういう工事をされたような記憶はありません。

ただ、一番、僕、ちょっと、ここで言ってどうか、悪いのか分からんのですけれども、谷口の一番出たところの国道の橋から下、パーマ屋さんがあって、ホルモン屋さんがあって、普通の家があってという、ちょうど河川沿いになるんですけれども、あそこらあたりが結構堆積しているということで、地元の自治会長さんが、要望は出しているということなの

で、おそらく、これからされるところに入るんだと思うんですけれど、そういったところ も、県と一緒になって、建設課のほうでパトロールをしていただいて、確認をしていただ ければなと思います。

これについては、たくさん計画をされていますので、次の項目にいきたいと思います。

3番の地域に対応できた防災訓練はできているのかという回答についてなんですけれども、非常に、それぞれの地域で出前講座とかやられているということで、非常に周知活動については、それぞれの地域でやられていると思うんですけれども、この訓練というのが、非常に必要で、訓練をしているからこそ助かったというような形のこともたくさん事例があるようです。

この災害のことについて、ちょっと、僕、パソコンを開きましたら、これも佐用の災害 の翌年だったんですけれども、東日本大震災で大きな被害があったんですけれども、その 中で見ていますと釜石の奇跡といったような、小学生、中学生が、ほとんどの生徒が助か ったという記事を見ました。その中に、当時、中学3年生だった子供さんが、コメントを、 もう 10 年たっていますから、大人になられているんですけれども、あれは釜石の奇跡と言 われているけれども、奇跡でも何でもないんですと、小学校の入学した時から、地震に対 しての防災訓練を毎年、とにかく地震が来たら逃げるということが頭にずっと教え込まれ ていたんですと。だから、当日も、みんな一生懸命になって逃げたんですと。ただ、それ だけのことなんですと。それで、小学生が、ほとんど、当日、学校に来られていた生徒は、 死者はゼロだったということを聞いております。それが、奇跡ということで報道されたと 思うんですけれども、とにかく普段の訓練といいますか、防災教育というものが、いかに 大事かなということが、僕のほうは、それを読んで分かったんで、ぜひ、これからも佐用 町においても、防災訓練というものがね、それが、何か、訓練でこんなことしたなという ことが、何か起きた時に、やっぱり、頭の中で学習ができるんだと思いますので、ぜひ、 企画防災課のほうでも、それぞれの地域から要望があれば、ぜひ訓練のほうにご支援なり していただけたらなと思います。

それから、4番目の避難所の移動手段の確保についてなんですけれども、おそらく、これは、それぞれ自分の地域で、自分を守らなければならないんですけれども、そういった中で、大体中心になるのは、自治会長さんなり、部落の役員さんが、その地域の雨の状況などを見て、避難をするかどうかの判断していただけると思うんですけれども、その中で、全町的な指示、去年の3月、令和3年の5月から避難指示という表現に変わったというように聞いております。聞いておりますというか、パンフレットが、避難勧告がなくなって、避難指示という言葉らしいんですけれども、この避難指示を町が出されるタイミングと場所、僕なんか、雨降りの日に、防災テレビで、どこどこの地区の水位が何ぼぐらいといって、参考にはさせてもらうんですけれども、どこの時点で判断されて、避難指示を出そうというような計画を立てられているのか、ちょっと、簡単でよろしいんですが、分かればお願いしたいなと。

[企画防災課長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、令和3年5月 20 日から、過去の警戒レベルの文言といいますか、見直しがございました。

従来は、警戒レベルが3のものを、避難準備高齢者等避難開始といって、非常に長い名

称でございましたが、これが高齢者等避難という形に変わりました。

レベル4の中に、以前は、避難指示、緊急というものと、避難勧告という2つが混在しておったわけですけれども、これが非常に分かりにくいということで、新たには、レベル4で避難指示という形に統一をされたということでございます。

警戒レベル5については、以前は、災害発生情報でしたが、現在は、緊急安全確保という名称に変わっております。

佐用町の、この避難指示を出すタイミングですけれども、これ、非常に、ちょっとややこしいので、簡潔に申し上げますけれども、洪水の場合を用いて、少しお話させていただきますが、まず、避難指示が出る前に高齢者等避難が出ますので、そちらの基準をお示しさせていただきたいと思いますけれども、基準観測点の水位が氾濫注意水位、これは千種川で言いますと久崎。佐用川で言いますと佐用。志文川で言いますと三日月等に、そういう基準観測地点がございますけれども、そこの水位が判断注意水位を超えて、1時間後の水位予測が避難判断水位、これが、さっき言いました避難指示を判断するところですけれども、そこに達すると予測されて、さらに、その後も雨が降り続くと、もうやむのに、そういうことを出しても意味がございませんので、さらに、その後も降雨が予測される時、こういった場合に高齢者等避難を出させていただくと。避難指示につきましては、さらに、そこよりも水位が高くなった時に避難指示を出させていただくと、簡潔に言いますと、そういうような形で、洪水の場合には、こういう警戒レベルを発令させていただくということでございます。

### 〔金澤君 挙手〕

議長(小林裕和君) 金澤議員。

6番(金澤孝良君) 分かりやすく説明していただいたんじゃなかろうかなと思います。

基本的には、我々も防災テレビで見る川の水位を参考にしたらいいというような考えでいいんじゃなかろうかなと思うんですけれども、本当、難しいと思うんです。ここで判断するのと、現場。ですから、判断される方の思いは、ものすごく分かります。いつ判断したらいいのかというようなこと。

ですから、一番、基本、我々も、僕も川の側に住んでいますので、とにかく最終判断は自分なんだという気持ちはいつも持っています。

ただ、全体的な中での町行政側としての勧告というものは、これも勧告と指示は必要なことだと思いますので、それが出されて、本来は、それが出るまでに、自分で退避しろというようなことが、このあれにも書かれています。指示が出る前に、自分が判断しなくてはならないと。とにかく、自分の身は、自分で守るという。それから、周りの人と協調して助けるという、それが基本だと思っていますので、町も大変な災害、めったにない。ないほうがいんですけれども、あった時に、判断、非常に基準をどこにするかということは考えながら、適切な指示をだしていただくことをお願い申し上げたいと思います。

それで、最後になるんですけれども、避難所ですね、僕も、ちょっと、よく分からんのんですけれども、指定緊急避難場所と指定避難場所、一覧表、町内では 10 か所程度。それから、公共施設が、それ以外に何か所か、それぞれの地域で設けられていると思うんですけれども、この緊急避難場所と指定避難場所、災害が起こって、家がなくなったとか、壊れたという時には、指定避難場所というような格好でいくんでしょうけれども、緊急避難場所というのは、その時に、とりあえず一時的に避難するというのが緊急避難場所だというような解釈をしているんですけれども、佐用町の、この 10 か所を見たら、どちらでも指

定されているような解釈ができないこともないんですけれども、これ広域的なところだと 思うんですけれども、ちょっと、そこあたりの簡単な説明ができたらお教え願いたいと思 います。

### [企画防災課長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、指定緊急避難場所と指定避難所という表現になっておりますが、 佐用町の場合は、10か所全て両方兼ねております。

指定緊急避難場所というのは、おっしゃるとおり、災害がまさに発生これからしようと している時とか、している時に避難いただく場所という定義だというふうに認識をしてお ります。

指定避難所というのは、例えば、ご自宅が被害にあって、その後、一定期間、そこで避難生活を送っていただく避難所という意味合いでございますが、佐用町の場合は、これを10か所とも両方同じ指定をしておるということでございます。

### 〔金澤君 挙手〕

議長(小林裕和君) 金澤議員。

6番(金澤孝良君) はい、分かりました。

そういうことで、使い分けると言いますか、表現の違いという部分もあるかと思うんですけれども、要するに、これが大きく集まるところで、あと我々のような小集落については、私の集落では、6 隣保あるんですけれども、それぞれの隣保に1か所ずつ一時避難所というのを設けて、訓練の時には、そこに、とりあえず集まって、何人集合したからって、連絡をしながらしているんですけれども、そういう手法を、それぞれの集落で取られているんじゃないかと思いますので、ぜひ避難所対策については、いろんな細かい情報はあろうかと思うんですけれども、企画防災課のほうで、自治会長さん等に説明をしながら、今後、対応をしていっていただければなと思います。

ちょっと、まだ、予定のところあるんですけれども、次の質問がありますので、ちょっと、次に移らせていただきたいと思います。

2点目の質問です。県の自主療養制度、新型コロナウイルス対策には対応できるかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大が一向に収まらない第7波の中で、私たち町民は、県の自主療養制度にどう対応していけばいいのか、理解できていない方もおられるのではないかと思われます。抗原検査キットの入手方法や、その後の対応など分かりやすい説明がないままに、国や県の状況に応じて制度や取り扱いが変更されているように思われます。

医療専門家の多数の方、報道番組でですけれども、このコロナ感染症は、まだまだ、終息は見えないと予測されている中で、町内でも、はや、もう既に 1,500 人の上の感染者数が出ているような状態になっています。

ほとんどの方が軽症で回復されているようですが、自宅療養中に重篤になる例も全国では報告されて、救急車を要請しても、なかなか対応できていないという事例があるようですが、そのようなことが起こらない対応が、今後、佐用町においてもできるのかどうか、

聞いていきたいと思います。

ワクチン接種については、非常に分かりやすい説明で、その日が来たら、指定された病院に行って、すっと並んで、時間が来たら終わりというような、非常に分かりやすいということで、皆さん、すごく安心してワクチン接種を受けられました。そういった中で、このように、もし、感染しても安心して対応していただける体制づくりになっているのかどうかということを、お伺いしたいと思います。

- 1、抗原検査キットの配布方法はどうなっているのか。それから、周知方法ですね。 それから、2、キットで陽性になった場合の対処方法は。
- 3、自宅療養、自主療養の対応についての指導は。
- 4、家庭内感染のリスクは、どのようになるのでしょうか。
- 5、重症化になった場合の連絡はどうしたらいいのか。
- 6番、保育園、小中学校での今後の対応はどうされるのかということを質問いたします。

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

# [町長 庵逧典章君 登壇]

町長 (庵逧典章君) それでは、金澤議員からの2つ目の新型コロナウイルスに関する、 特に、県の自主療養制度の対応についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、これはもう、議員もご承知のとおりでありますが、第7波、非常に強い感染力で広がり、全国的にも過去最多を更新し続けております。ようやく、盆明け頃から減少傾向に転じているところでございますが、佐用町においても、同様に8月の感染者数が1カ月で727人となっており、累計では、これまで人口の約1割の方が感染をされたところでございます。

このように、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、発熱等診療・検査医療機関を受診される方が急増いたしましたので、兵庫県では、医療のひっ迫を回避すること、医療を必要とする方へ適切な医療サービスの提供ができ、誰もが安心、安全に療養できる体制を構築することを目的として、自己検査ができるよう抗原検査キットが配布をされております。

それでは、ご質問にお答えさせていただきますが、1点目の抗原検査キットの配布方法 とのことでございますが、議員もご承知のとおり「兵庫県に申し込みする方法」と、「佐 用町に申し込みする方法」がございます。

「兵庫県への申し込み」の場合は、「検査キット配送 WEB 申込フォーム」から必要事項を入力すると、午前中に申し込みがなされれば、翌日、キットが送付をされます。申し込みは 24 時間行われております。

また、「佐用町への申し込み」は、まず、総務課へお電話をいただいて、必要事項を聞き取りをさせていただいて、その後、受取場所、これは役場での受け取りということになりますので、時間を調整をして、受取場所に到着されれば、再度、そこから電話をかけていただいて、職員が検査キットを駐車場のほうということで、その車のところまで、持って行って、お渡しをするということといたしております。

なお、対象者は、兵庫県民、あるいは佐用町民であり、2歳から59歳以下の方で、基礎疾患がなく、肥満の指数がBMIが30以上でない方、女性の場合は妊娠していないなど、軽症で重症化リスクが低い方などを対象といたしております。

検査で陽性となった場合は、ご自分で兵庫県自主療養登録センターへの WEB 登録が必要なために、メールアドレスをお持ちで情報通信機器の操作が可能な方を対象としている

ところであります。

このたび、佐用町が県から受領した検査キットは950個でありますが、8月16日からの申請を受け付けで、現在、9月15日現在では28名に配布をしているところであります。

これは、当初から、そうした医療機関での検査がひっ迫しているという都市部での状況を踏まえて、こういう制度がつくられたわけですけれども、町内では、佐用町においての状況は、どの医院、病院のほうでも検査ができる体制がありますので、実際には、それを必要と考えられて、自分でされた方は、本当にわずかであったということであります。

次、2点目、3点目、及び5点目のキットで陽性となった場合の対処方法。また、自宅療養の対応についての指導はということと、重症化になった場合の連絡ということのご質問でございますが、先ほど申し上げました WEB 上に開設をされている兵庫県自主療養登録センターに、ご自身で登録をしていただくこととなります。よって、この仕組みでの登録では、健康福祉事務所などを経由をいたしませんので、名前のとおり、ご自分での自主療養・経過観察となります。もし、療養期間中に体調が悪くなった場合は、かかりつけの医療機関か、兵庫県が開設する新型コロナ健康相談センターへ連絡をして、指示をいただくこととなっており、検査キット配布時、また、関係資料も、お渡しをしているところであります。

次に、4点目のご質問の家庭内感染のリスクについてでございますが、感染者が乳幼児の場合は除きますが、家族全員がマスクを着用し、感染した方の生活空間と、それ以外の家族が暮らす生活空間を可能な限り分けたり、入浴は感染者を最後にするなど、消毒、換気等を行ったりすることで、家庭内感染のリスクも軽減をいたします。乳幼児のおられる家庭では、抱っこするなど接触が避けにくいために、保護者と乳幼児間では感染してしまうことが、当然、多くございますが、これも致し方ございません。

6点目の保育園、小学校での今後の対応についてでありますが、まず、保育園の対応でございますが、マリア幼稚園を含め、どの園においても、園児やその家族が感染した場合は、規定の期間を自宅療養、または自宅待機といたしております。他の園児については、感染した園児の状態及び園での状況等によりまして、その都度判断をして安全かつ安心できるような対応をさせていただいております。今後につきましても、これまでと同様に、手洗い、換気、マスクの着用など基本的な感染予防対策に加えて、よく寝るということ、また、バランスのよい食事をするということ、また、運動なども心がけて、やはり、それぞれが、しっかりと免疫力の向上に努めていただいて、感染をしても重症化しない。また、そうした元気な体をつくっていただくことが一番大事だというふうに考えております。

続いて、小中学校の対応でございますが、2学期が始まり半月になりますが、依然として、児童生徒やその家族の感染によりまして、出席停止となるケースも続いております。

学校現場では、県の対処方針に基づきまして、感染対策を実施をしつつ、児童生徒の学びを保証するために、適切なマスクの着脱や学習方法に工夫を凝らしながら、教育活動をできるだけ普段どおり続けていくということで努力していただいているところであります。

学校での感染を拡大させないためには、何よりも、学校へコロナウイルスを持ち込まないことが重要となりますが、そのため、従来より、各家庭において、毎日の検温や健康管理に努めていただいて、児童生徒のみならず家族に風邪等の諸症状のある場合は、登校を見合わせて、検査を受けていただくなどの初期対応での徹底をお願いをしているところでございます。

このことは、2学期に入る前にも、教育委員会から学校を通じて、全保護者へ協力依頼 の通知をさせているところであります。

2 学期は、通常時においても、夏休み明けによる心身の不調が出やすい時でありまして、 感染不安や感染した場合のストレスなど、子供たちの不安や悩みに寄り添って、楽しい学 校生活が送れるように、教職員が一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

最後になりましたが、全国的に救急車を要請に対応できない事例があるようであるが、 佐用町においては、対応はできているかというご質問でございますが、自宅療養中に状態 が悪くなられた場合、救急車を要請された兵庫県の指定する新型コロナウイルス感染症の 対応可能な病院に搬送することとなっております。搬送先が決まらない救急車の中で数時 間の待機をせざるを得ないこともあるというふうに聞いてはおりますが、一方で、佐用町 医師会では、高齢者など重症化リスクの高い人には、かかりつけの医師が往診して状況把 握や治療するなどの対応をしていただいているところでありまして、特に、医療がひっ迫 をしているというような状況ではないというふうに認識をいたしております。

以上で、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

### 〔金澤君 挙手〕

議長(小林裕和君) 金澤議員。

6番(金澤孝良君) 時間ないので、簡潔な質問をしますはね。

状況は、よく分かりました。

抗原検査キットの配布なんですけれども、これ、ちょっと確認します。

ある程度、症状がある人しか、この無料の部分はいただけないということでいいんでしょうか。

### [健康福祉課長 挙手]

議長(小林裕和君) 木村健康福祉課長。

健康福祉課長(木村昌子君) お答えいたします。

おっしゃるとおりで、ある程度、症状がある方。例えば、発熱があるとか、咳があるとか、喉が痛いとかの諸症状がある方で、あくまでも軽症であるということが、第一条件です。以上です。

#### 「金澤君 挙手〕

議長(小林裕和君) 金澤議員。

6番(金澤孝良君) じゃあ、濃厚接触者の場合でも症状がなかったら駄目なんですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 木村健康福祉課長。

健康福祉課長(木村昌子君) おっしゃるとおりでございます。 濃厚接触者で症状がなければ、この検査の対象とはなりません。

〔金澤君 挙手〕

議長(小林裕和君) 金澤議員。

6番(金澤孝良君) 共立病院に PCR の検査、症状がないんですけれどと言ったら、してくれるんですけれども、2万8,600円と費用が要るらしいです。

ですから、そんな高いのまで払ってどうかっていうの、お金には代えられないこともあるんですけれどもね、症状がないんやけれども、心配なんやという方が、結構あると思うんで、そこらあたり、何とか、兵庫県も、このキットが1万 5,000 セットですか、準備できていないということなんですけれどもね、ちょっと、政府、いろんな部分で、ちょっと矛盾があるような気がするんですけれども、ここで言っても仕方がないんですけれども、とにかく、僕は、ちょっと、心配だったんで、抗原検査キット、薬局で買ったら 1,600 円ほどしました。で、陰性だったんですけれども、個人で買おうと思ったら薬局でできるらしいんですけれどもね、せっかく無料のがあるので、疑わしい、ここで、そんなこと言ったら疑わしい人は全部、来られても困りますので、1 つの決まりがあるということなので、了解しました。

ちょっと、僕の愚痴を言わせてもらっただけなんですけれども、PCR 検査でも、本当に、 心配な時には受けたい気持ちはあるんで、2万 8,600 円は高いなというふうに思うんです けれど。

それと、後は、町長、ずっと説明していただいたので結構ですけど、最後に、6番目の保育園、小学校でのこれからの対応なんですけれども、僕は、先生ら大変だと思うんです。ずっと、ここ2年間ほど、マスクをした状態で子供の表情を見るということ、プロフェッショナルだと思うんですけれども、僕らも、こうやってマスク外して、顔の表情を見ながら、子供が元気なのか、どうなのかいうことが、初めて分かるんじゃないかと思うんで、本当に、子供たちの表情を、先生らが見抜かれる、本当に、見落とさずに見られているのかどうかということが、本当に、僕、孫もたくさんいますので、学校での先生らの、先生の顔を見ても、やっぱい、口元見たり、目もと見たりして、怒っておるのか、笑っているかいうことが、初めて分かるわけなんですけれどもね、ここ3年間ほど、本当にマスクで学校生活送られていますので、そこらあたり、本当に大変だとは思うんですけれども、教育委員会も何とかしろと言われても、国の方針なんで、今、マスクしていますけれども、早めに学校の中だけでもマスクが要らない状況いうのを、僕はつくってあげてほしいなという気持ちはするんですけれども、そこらあたり、教育長がおったら、そこらあたり、おられたらと思ったんですけれども、課長、ちょっと、答えが出るようだったら、ご意見でも結構なので、お願いしたいと思います。

#### 〔教育課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 宇多教育課長。

教育課長(宇多雅弘君) 議員おっしゃるとおりだと思うんです。

子供たちだけでなくって、我々もそうですけども、マスクが当たり前になって、表情が 分からない。

特に、子供は、逆にマスクを外したがらないというような報道なんかでも、最近されております。

これは、これからの課題になってくると思います。

ですので、学校のほうでも、なるべく外せる時には外す。特に、校外での体育の授業ですとか、間隔を取って授業ができる時には外してということは、教育委員会のほうからも

進めておりますので、なうべく表情を見て、その子の様子を観察するということは大事だ と思いますので、これからも、そのように進めてまいりたいと思います。

## [金澤君 挙手]

議長(小林裕和君) 金澤議員。

- 6番(金澤孝良君) 本当に、未来を背負う子供たちを託されている教育関係の方なので、 ぜひ、そういった形で、子供たちを、このコロナ禍においてもすくすくと、子供たちの表 情を見落とさない教育というものを、ぜひやっていただきたいなということをお願いして、 僕の質問を終わりたいと思います。
- 議長(小林裕和君) 金澤孝良議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(小林裕和君) 異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。 次の本会議は、明日、9月16日、金曜日、午前10時より再開します。 本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時22分 散会